

# 保育所・幼保連携型認定 こども園整備の手引き



令和元年8月

名古屋市子ども青少年局保育部

○ この手引きは、令和元年8月時点における定員60人から120人規模を想定した保育所・幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」といいます。）の整備について、基本的な事項をまとめたものです。

そのため、実際に整備を計画する際は、関係法令を遵守するとともに、子ども青少年局保育部・その他関係機関と十分調整の上、進めてください。

## ＜ 目 次 ＞

1	名古屋市保育所等整備方針	
1-1	名古屋市保育所等整備方針	1
1-2	保育所等の整備概要	3
1-3	保育所等開設のスケジュール予定	7
2	保育所等の設備整備基準等	
2-1	保育所の設備整備基準	9
2-2	幼保連携型認定こども園の設備整備基準	17
2-3	保育所等の設備整備基準【共通部分】	19
2-4	保育所等の設備整備にかかる技術的助言	24
3	保育所等の運営基準等	
3-1	保育所等の職員配置等	27
3-2	保育所等の運営にあたっての留意事項	29
4	保育所等の整備にかかる補助金、融資	
4-1	保育所等の整備補助基準	32
4-2	保育所等の整備にかかる各種融資制度の概要	37
5	保育所等の整備にかかる主な手続き	
5-1	設計事務所等の選定	40
5-2	保育所等の工事入札等	42
5-3	初度備品の購入手続き	47
6	社会福祉法人の設立	
6-1	社会福祉法人の概要	50
6-2	社会福祉法人設立の手続きと留意点	53
6-3	社会福祉法人設立に必要な書類	59
7	関係条例等（参考）	
7-1	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜すい）	60
7-2	名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱	70
7-3	名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	80
7-4	名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例	82
7-5	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	83
7-6	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	97

## 1-1 名古屋市保育所等整備方針（1/2）

### 1 整備対象

整備補助を伴う整備、整備補助を伴わない自己資金による整備（自主整備）の別にかかわらず、翌々年度4月1日に開所又は定員増を予定する以下のものとします。

- (1) 保育所の新設
- (2) 幼保連携型認定こども園の新設（ただし、1号定員の設定は認めません。）
- (3) 3歳未満児の定員増を伴う保育所等の増改築

### 2 整備主体

名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱及び名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱に基づき、以下の法人とします。

#### (1) 整備補助を伴う新設整備

- ◎保育所 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
- ◎幼保連携型認定こども園 社会福祉法人、学校法人

#### (2) 整備補助を伴わない自己資金による新設整備

##### ◎保育所

社会福祉法人、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、消費者生活協同組合、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定されている会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）、その他市長が適当と認める法人

##### ◎幼保連携型認定こども園

社会福祉法人、学校法人

#### (3) 整備補助を伴う増改築整備

- ◎保育所 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
- ◎認定こども園 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人

### 3 1か所あたりの定員

- (1) 新設の場合、認可定員は、原則として60人以上120人以下としてください。既存の保育所等の増改築については、定員を10人以上（内、3号認定子どもの定員を9人以上）増やしてください。ただし、円滑な年齢の持ち上がりができる必要があります。
- (2) 保育標準時間・保育短時間別の利用定員は設定できません。
- (3) 利用定員は、認可定員の範囲で設定する必要があります。

## 1-1 名古屋市保育所等整備方針 (2/2)

### 4 開所時間

概ね午前7時から午後6時半の間において、標準保育時間として11時間実施し、その後1時間以上の延長保育を実施してください。

なお、標準保育時間のうち、8時間をコアタイムとして設定していただく必要があります。

### 5 整備対象地域及び選定基準

本市が指定する小学校区を整備対象地域として公募を行います。

なお、応募いただいた案件については、公募要項の選定基準に基づき、順位をつけて予算化をしていきます。

### 6 応募の期間

8月～10月（土日休日を除く 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）を目途として、公募要項で定めます。

なお、応募書類は、事前連絡の上、締切までに添付資料と併せてご提出ください。

## 1-2 保育所等の整備概要 (1/4)

### 1 基本構想の検討から補助金の交付決定まで

#### (1) 敷地の確保

本市が指定する小学校区内において、敷地に関する条件等を十分に調査した上で、ご相談ください。

なお、理事長等法人役員の土地を賃借して整備することはできません。

#### (2) 基本構想の検討

事業計画、資金計画、人事計画等の骨子を作成の上、随時ご相談ください。

#### (3) 応募書類の提出

応募書類（指定様式）は、公募要項に定める期限までに提出してください。

#### (4) 整備箇所の選定

応募いただいた案件について、外部委員を含む評価ヒアリングを行い、整備を実施する優先順位を決定します。

#### (5) 予算要求

選定した優先順位に基づき、次年度の予算要求をします。

その後、市議会の議決を経て予算が確保されます（整備前年度3月頃）。

#### (6) 補助金交付申請

予算成立後、法人から補助金の申請をしていただきます（整備年度4月頃）。

国庫補助金の内示があった後、本市から法人に対して交付決定を行います。

交付決定後に建設会計用に通帳を新たに作成してください。

### 2 工事請負業者の選定

本市の公共事業に準じて、一般競争入札による工事請負契約を締結していただきます。

なお、指名停止業者の排除等、入札に先立って入札参加業者の参加資格について確認させていただきます（後掲5-2参照）。

工事請負業者との請負契約は、補助金の交付決定後に行ってください。また、新設法人の場合、入札案内は法人設立準備会等の名前で実施していただけますが、入札は法人認可後に行ってください。

また、設計監理委託契約及び工事請負契約のいずれについても、事前に契約書案について本市と十分調整してください。特に業者への支払時期等の記入方法については、よくご相談ください。

## 1-2 保育所等の整備概要 (2/4)

### 3 独立行政法人福祉医療機構融資の利用

詳細については後掲4-2及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）ウェブサイト（<http://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>）をご覧ください。

#### (1) 融資事前相談

保育所等の整備にあたっては、機構の融資を受けることができます。借入や償還の手続きは運営法人で行っていただくため、融資制度について十分理解する必要があります。融資の利用をお考えの場合は、整備予算案が固まり次第、事前相談を行ってください。（相談には、整備計画・資金計画・図面などが必要です。）

#### (2) 融資手続き

機構の融資を利用する場合は、機構のウェブサイトに掲載されている「融資のご案内」に従って借入申込の準備を進めてください。（相当量の書類の作成が必要ですので、十分に準備時間をとってください。）

#### (3) 借入申込

機構のウェブサイトからダウンロードした「借入申込書」に必要事項を記入し、添付書類を整えた上で、本市に意見書の作成を依頼してください。本市意見書の交付を受けたら速やかに、申込書を機構宛て提出してください。

なお、申込後、受理票が交付される前に、工事契約・着工した場合は、融資の対象にならないため、申込書の提出時期については、機構と十分調整してください。

### 4 着工から完成まで

#### (1) 着工

入札により決定した業者と契約書を交わし、速やかに着工してください。

#### (2) 大型遊具、開設準備品の購入

大型遊具、開設準備品については、法人の経理規程及び本市の契約規則に基づき購入してください。

#### (3) 中間金等の準備

工事請負契約に記載した支払時期に合わせて中間金を支払うこともできます。

機構融資を財源に支払う場合は、「早期借入」の制度を利用することもできます。なお、支払時期に間に合うよう申請や請求の手続きを行うことが必要です。

## 1-2 保育所等の整備概要 (3/4)

### (4) 運営準備

「社会福祉施設経営セミナー」等民間団体の研修会へ参加する等、法人役員や職員が自ら学習し、準備をしてください。職員採用については、ハローワークや福祉人材センターへの登録、求人誌への掲載のほか、公益社団法人名古屋民間保育園連盟主催の就職情報展(※)を活用する方法もあります。

※参加するためには、連盟に加入する必要があります。

### (5) パンフレットの作成

施設のパンフレットは、一般の市民にとって大切な情報資源であり、区役所等にも配置する文書ですので、早い時期から案を作成し、本市と調整してください。

また、パンフレットは9月頃から区役所で配布するため、8月までに作成してください。なお、この時期までに施設名の決定をお願いします。

### (6) 補助金変更交付申請

実際の契約額に基づき、本市に対し、補助金の変更交付申請を行います(整備年度1月中旬に申請依頼を通知、同2月末頃申請)。

### (7) 現地確認

完了検査を受け、工事請負業者から建物の引き渡しが行われ次第、本市が保育所等認可のための現地確認を行います。

### (8) 完成式関係

完成式等式典を開催される場合は、来賓者の日程調整、出席者の確認、案内方法、スケジュール等綿密な準備が必要ですので、余裕をもって準備をしてください。

また、本市職員の出席については、事前に本市と調整してください。

なお、完成式の費用については、本部会計(経理区分)で負担してください。

### (9) 実績報告

事業完了後、速やかに本市へ事業実績報告書を提出してください。

補助事業のため、関係書類はすべて保存する必要がありますので、紛失しないよう十分注意してください。

## 5 建設工事と並行して行うべきこと

職員の採用、認可申請始め関係機関への届出、保険や業務委託等各種契約、職員研修、帳簿・帳票類の作成等、開所に向けた準備を行います。

## 1-2 保育所等の整備概要 (4/4)

### 6 近隣住民への配慮、関係の構築について

近年、整備計画に関する近隣住民や関係者への周知が十分でなく、着工前後や開所後にトラブルになるケースが見受けられます。

応募の際には、保育企画室に事前相談の上、区役所民生子ども課と調整し、地域役職者（区政協力委員、民生・児童委員等）に説明するようにしてください。また、近隣住民や関係者に対し、保育所等整備の公募に応募する旨を説明し、一定の理解を得るよう努めてください。

また、土地の測量、工事着工等の際には、再度必ず事前に近隣住民や関係者への説明をしてください。

「駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針（昭和61年住指発第185号）」等に従い、児童等の安全確保について万全を尽くしてください。

なお、開所後の送迎車の駐車対策は、施設運営を左右するほど重要な課題と認識していただき、敷地内（若しくは近隣）に駐車場を確保するようにし、絶対に路上駐車をさせないようにしてください。

#### 【各区民生子ども課】

千種区民生子ども課	052-753-1841	熱田区民生子ども課	052-683-9911
東区民生子ども課	052-934-1192	中川区民生子ども課	052-363-4412
北区民生子ども課	052-917-6518	港区民生子ども課	052-654-9712
西区民生子ども課	052-523-4591	南区民生子ども課	052-823-9396
中村区民生子ども課	052-453-5413	守山区民生子ども課	052-796-4601
中区民生子ども課	052-265-2317	緑区民生子ども課	052-625-3951
昭和区民生子ども課	052-735-3902	名東区民生子ども課	052-778-3095
瑞穂区民生子ども課	052-852-9393	天白区民生子ども課	052-807-3893



1-3 保育所等開設のスケジュール予定（既設法人・単年度整備）（1/2）

時 期	法 人	名 古 屋 市	施設設計／建設 (設計、工事業者)
【前々年度】	8 ○事前相談 土地、規模、資金計画等		○基本設計 ○設計見積書 ○建築工事費等見積書
	9 ○応募書類提出		
	10	○評価ヒアリング	
	11 ○予算要求		
【前年度】	2 ○予算案公表		○実施設計準備
	3 ○市補助金申請準備	○2月市議会・予算成立	
	4 ○市補助金申請	○国庫補助金申請	
	5	○国庫補助金交付決定 ○市補助金交付決定	○設計監理契約締結 ○建築確認申請
	6 ○福祉医療機構借入申込 ○一般競争入札準備	○意見書	○入札・工事請負契約
	7 ○入札執行、工事請負契約		
	8 ○区役所との調整	○広報なごや掲載	○着工
	9		建
	10 ○職員採用	○利用申込開始	設
	11		工
	12 ○認可・確認申請	○中間検査確認	事 ○出来高報告 ○監理報告
	1		
	2 ○市補助金変更申請 ○児童福祉専門分科会意見聴取	○市補助金変更交付決定 ○補助金交付審査	○竣工検査 ○出来高報告 ○監理報告
	3 ○事業実績報告 ○補助金請求	○完了検査確認 ○補助金確定	
	4 ○認可・確認（事業開始）	○補助金支出	○完成式

\* 場合によっては、国庫補助金等の関係上から整備が2か年にまたがる場合があります。

1-3 保育所等開設のスケジュール予定（創設法人・単年度整備）（2/2）

時 期	法 人	名 古 屋 市	施設設計／建設 (設計、工事業者)
【前々年度】	8 ○事前相談 土地、規模、資金計画等		○基本設計 ○設計見積書 ○建築工事費等見積書  ○実施設計準備
	9 ○設立準備会発足		
	10 ○応募書類提出	○評価ヒアリング（整備） ○予算要求	
	11 ○法人設立認可準備 ○市補助金申請準備	○2月市議会・予算成立	
【前年度】	4 ○市補助金申請 ○法人設立認可申請	○国庫補助金申請 ○内容審査・ヒアリング（法人）	○設計監理契約締結 ○建築確認申請  ○入札・工事請負契約 ○着工  建  設  工 事  ○出来高報告 ○監理報告  ○竣工検査 ○出来高報告 ○監理報告  ○完成式
	5 ○認可書受理・登記 理事会開催・財産移転	○国庫補助金交付決定 ○法人設立認可 ○市補助金交付決定	
	6 ○福祉医療機構借入申込 ○一般競争入札準備	○意見書	
	7 ○入札執行、工事請負契約		
	8 ○区役所との調整	○広報なごや掲載	
	9		
	10 ○職員採用	○利用申込開始	
	11 ○認可・確認申請	○中間検査確認	
	12		
	1		
	2 ○市補助金変更申請 ○児童福祉専門分科会意見聴取	○市補助金変更交付決定 ○補助金交付審査	
	3 ○事業実績報告 ○補助金請求	○完了検査確認 ○補助金確定	
4	○認可・確認（事業開始）	○補助金支出	

\*場合によっては、国庫補助金等の関係上から整備が2か年にまたがる場合があります。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (1/8)

保育所・幼保連携型認定こども園の設備整備基準は、次の法令等に定められています。

### 【保育所】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）  
名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第100号）  
名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱  
屋外遊戯場の設置に関する要領 他

### 【幼保連携型認定こども園】

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準  
（平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第1号）  
名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例（平成26年条例第57号）  
名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱 他

以下にその概要をまとめていますが、整備にあたっては、関係法令等を確認し、定められた基準を遵守してください。

### 【保育所の設備整備基準】

#### 1 乳児室又はほふく室

- (1) 基準面積：2歳未満児定員×3.3平方メートル以上
- (2) 特別な理由がない限り、1階に設けてください。
- (3) 保育に必要な用具を備えてください。

#### 2 保育室又は遊戯室

- (1) 基準面積：2歳以上児定員×1.98平方メートル以上
- (2) 特別な理由がない限り、1階に設けてください。
- (3) 保育に必要な用具を備えてください。
- (4) 布団用押入れを附設する等、効率的な設計をしてください。

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」といいます。）を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性に鑑み、防災設備の一層の向上に努めるとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」といいます。）第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すようにしてください。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (2/8)

### ◎ 留意事項 (総則)

ア 保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第6条第1項に基づき、児童の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるようにしてください。

イ 2階以上の複数階にわたって保育室等を設ける場合は、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されます。

ウ 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、二方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮してください。

### ◎ 保育室等を2階に設ける場合の留意事項

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除きます。)であることを要します。従って、**従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物は認められません。**

イ 階段については常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設けてください。また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設けてください。

ウ イの避難用の屋内階段は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造としてください。

エ ウの特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐため、次の要件を満たすバルコニー又は付室を有してください。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にあるすべての階に設けるようにしてください。

(ア) バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲ってください。

(イ) 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ってください。

(ウ) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には、建築基準法施行令第112条第13項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けてください。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (3/8)

オ 待避上有効なバルコニーは、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成5年住指発第225号 住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知）等を踏まえ、次の要件を満たす構造としてください。

(ア) バルコニーの床は、準耐火構造としてください。

(イ) バルコニーは、十分に外気に開放してください。

(ウ) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備としてください。

(エ) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下としてください。

(オ) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面するようにしてください。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として、保育室等から50m以内に直通階段を設けてください。

カ 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力確保等に万全を期してください。

キ 「屋外傾斜路に準じる設備」とは、非常用滑り台のことです。

ク 屋外傾斜路は、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、児童の避難に適した構造としてください。

ケ 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、児童の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意してください。

コ 保育室等、廊下、便所、テラス等児童が通行、出入りする場所には、児童の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を児童が行えないようにしてください。

サ 階段は、児童が1人で昇降しないよう、降り口に児童が開閉できない柵を設ける等、児童の転落防止に十分留意するほか、児童が通常出入りしない事務所等の場所についても、誤って児童が立ち入ることのないようにしてください。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (4/8)

### ◎ 保育室等を3階以上に設ける場合の留意事項 (共通)

保育所は児童福祉施設であり、建築基準法上の特殊建築物とされているので、3階建以上にする場合は、耐火建築物とする必要があります。

ア 階段について、避難上有効な位置に設けなければならないため、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないように設計してください。

イ 保育室等からの迅速な避難のため、保育室等からの階段のうち1つの階段に至る距離が30m以下となるように設けてください。この場合、距離は直線距離ではなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行うようにしてください。

ウ 階段は、児童の避難に適したものであることが必要なので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、児童の安全を確保し得るようなものとしてください。

エ 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分と調理室の部分を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は同法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画してください。この場合、換気又は空調設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けるようにしてください。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくても構いません。この場合、児童の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じてください。

オ スプリンクラー設備は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)」に規定するパッケージ型自動消火装置等としてください。

カ エの「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)」第11条に定める「自動消火装置」のことです。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (5/8)

キ 自動消火装置の構造は、調理用器具の種類に応じて、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止装置として、「火災予防条例（例）について（昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知）」に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けてください。

（ア）レンジ用簡易自動消火装置

（イ）フライヤー用簡易自動消火装置

（ウ）レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置

（エ）フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

いずれも「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について（平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知）」を参照してください。

ク 強火力の火気設備を備えた調理室は、建築基準法上火気使用室として取り扱ってください。

ケ 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することとし、しっくい壁等は認められません。

コ 各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしてください。

サ 保育室等、廊下、便所、テラス等児童が通行、出入りする場所には、児童の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を児童が行えないようにしてください。

シ 階段は、児童が1人で昇降しないよう、降り口に児童が開閉できない柵を設ける等、児童の転落防止に十分留意するほか、児童が通常出入りしない事務所等の場所についても、誤って児童が立ち入ることのないようにしてください。

ス 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、ベル等の設備を設けてください。

セ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、防火処理を施してください。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (6/8)

### ◎ 保育室等を3階に設ける場合の留意事項（避難階段等）

ア 階段は、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設けてください。また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設けてください。

イ アの常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。また、避難用の屋内階段は、「保育室等を2階に設ける場合の留意事項」の「ウ」及び「エ」の各要件を満たす必要があります。

ウ 屋外傾斜路は、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とし、かつ、児童の避難に適した構造としてください。

### ◎ 保育室等を4階以上に設ける場合の留意事項（避難階段等）

ア 階段は、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設けてください。また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設けてください。

イ アの常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。

ウ アの避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限り、）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があります。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要となります。

エ ウの特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、「保育室等を2階に設ける場合の留意事項」の「エ」の各要件を満たす必要があります。



## 2-1 保育所の設備整備基準 (7/8)

オ ウの排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方式を用いるものその他有効に排煙できると認められるものに限られます。建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方式を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和44年5月1日 建設省告示第1728号）」により国土交通大臣が定めた構造方式を用いるものであり、「その他有効に排煙することができる」と認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であることが必要です。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から児童が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要となります。

カ 屋外階段は、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としてください。

キ 屋外傾斜路は、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とし、かつ、児童の避難に適した構造としてください。

## 2-1 保育所の設備整備基準 (8/8)

### 3 屋外遊戯場

#### ◎ 敷地内・地上

ア 基準面積：2歳以上児定員×3.3平方メートル以上

同一の敷地で確保するようにしてください（屋外遊戯場の設置に関する要領第2条）。

ピロティー等の屋根や天井がある部分（垂直投影した場合に影となる部分）は、屋外遊戯場として認められません。

イ 面積基準の特例（※）が認められる場合

（ア）本市の都市計画で指定する商業地域又は近隣商業地域において保育所を設置する場合は、基準面積の1/2以上の面積で設置できます。

（イ）本市の都市計画で指定する商業地域で、かつ、容積率500%以上とされる地域、又は鉄道駅周辺（概ね200m以内）で屋外遊戯場の設置が困難な場所で保育所を設置する場合は、屋外遊戯場を設置しないことができます。ただし、敷地内に水遊びができる場所を確保する必要があります。

※代替遊戯場：保育所附近にある公園、広場、寺社境内等、屋外遊戯場にかわるべき場所であって、基準面積以上を確保する必要があります。

#### ◎ 屋上

屋外遊戯場は、地上に設けることが通例ですが、耐火建築物においては、屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上に設置することができます。ただし、次の点に十分留意してください。

ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮してください。

イ 便所、水飲場等を設置してください。

ウ 当該建物が耐火構造の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上にしてください。

エ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段を設置してください。

オ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸としてください。

カ 油その他引火性の強いものは置かないでください。

キ 屋上の周囲には金網を設け、その構造は上部を内側にわん曲させる等、児童の転落防止に適したものとしてください。

ク 警報装置は屋上にも通じるものとし、屋上から非常を知らせる設備を設けてください。

ケ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けてください。

## 2-2 幼保連携型認定こども園の設備整備基準 (1/2)

### 【幼保連携型認定こども園の設備整備基準】

#### 1 園舎

(1) 面積基準：次のアとイの面積を合算した面積以上

ア 次の表の学級数に応じた、それぞれの面積

学級数	面積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 満2歳未満児の定員×3.3平方メートル及び満2歳以上満3歳未満児の定員×1.98平方メートル

(2) 園舎は、原則として2階建て以下としてください。

(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設けてください。ただし、保育所の設備整備基準で示した基準を満たす場合には、それぞれ、2階又は3階以上に設けることができます。なお、2階に設ける場合でも、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物とする必要があります。この場合、3階以上に設けた保育室等は、満3歳未満児の保育に供するものでなければなりません。

(4) 職員室、遊戯室を設けてください。保育室と遊戯室、職員室と後述する保健室はそれぞれ兼用することができます。

(5) 満3歳以上児の保育室の数は、学級数を下回ってはなりません。

(6) 教育上及び保育上必要な種類の園具及び教具を備えてください。

(7) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えてください。

※飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して設置してください。

#### 2 園舎に必要な設備

園舎には、次の設備を備えるよう努めてください。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

## 2-2 幼保連携型認定こども園の設備整備基準 (2/2)

### 3 園具及び教具

幼保連携型認定こども園には、学級数及び児童数に応じて、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えてください。

### 4 園庭

(1) 園庭は、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に設けてください。

(2) 面積基準：次のアとイの面積を合算した面積以上

ア 次の面積のいずれか大きい面積

(ア) 次の表の学級数に応じた、それぞれの面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学级以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(イ) 満3歳以上児の定員 $\times$ 3.3平方メートル

イ 満2歳以上満3歳未満児の定員 $\times$ 3.3平方メートル

#### ◎ 屋上

園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にあり、以下のアからオまでの全要件を満たす場合に限り、屋上を園庭としての必要面積に算入出来ます。

ア 耐火建築物としてください。

イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育及び保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮してください。

ウ 便所、水飲場等を設置してください。

エ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意してください。

オ 保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限りです。

※園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭として必要面積に算入することはできないものとします。

※幼保連携型認定こども園において、保育所の面積基準の特例は適用外です。

## 2-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(1/5)

### 【保育所・幼保連携型認定こども園の設備整備基準（共通）】

#### 1 医務室・保健室

保育所にあつては、2歳未満児を入所させる場合に医務室を設置してください。職員室内に専用スペースとして設置することもできます。

幼保連携型認定こども園にあつては、保健室を設置してください。簡易なパーティションなどで仕切り、職員室と兼用することもできます。

#### 2 便所

2歳未満児用の便所は、臭気の排除について工夫の上、乳児室又はほふく室に附設するようにしてください。

#### 3 調理室

##### ◎ 共通

ア 出入口、窓、排水口には、そ族・昆虫の防除設備を設けてください。

イ 入口に流水式の手洗い設備（自動水栓が望ましい。）あるいは消毒液（逆性石鹼液）を必ず設置してください。

##### ◎ 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合

保育所等の調理室以外の部分と調理室及び当該建物の保育所等以外の部分を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は同法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画してください。この場合、換気又は空調設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けるようにしてください。

##### ◎ 給食を外部搬入による場合（満3歳以上児に限ります。）

次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事の提供について、保育所等外で調理し、搬入する方法により行うことができます。3歳未満児に対しては自園調理が必須です。

ア 当該保育所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能（再加熱設備、冷蔵庫等保存設備、配膳するための用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等）を有していること。

## 2-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(2/5)

イ 児童に対する食事の提供の責任が当該保育所等にあり、その施設長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

ウ 当該保育所等又は他の施設、保健福祉センター、本市保育運営課の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けること。

エ 調理業務の受託者について、当該保育所等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

オ 児童の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の供給等、児童の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

カ 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

### ◎ 調理業務を委託する場合の留意事項

次の要件を満たす場合は、調理業務を第三者に委託することができます。

ア 施設長が必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されること。

イ 保育所等内の調理室を使用して調理させること。保育所等外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。

ウ 当該保育所等又は他の施設、保健福祉センター、本市保育運営課の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けること。

エ 以下の業務については、当該保育所等が実施すること。

(ア) 受託業者に対して、保育所等における給食の重要性を認識させること。

(イ) 児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表がその基準どおり作成されているか事前に確認すること。

(ウ) 献立表の食事内容の調理等について、必要な指示を現場作業責任者に与えること。

(エ) 毎回、検食を行うこと。

## 2-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(3/5)

- (オ) 受託業者が実施した業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。
- (カ) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- (キ) 随時、児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
- (ク) 適正な発育や健康の保持増進の観点から児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

オ 受託業者は、次の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 保育所等における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
- (イ) 調理業務の運営実績や組織形態から見て、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
- (ウ) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること。
- (エ) 調理業務従事者の大半は、当該業務について相当の経験を有する者であること。
- (オ) 調理業務従事者に対して、定期的に衛生面及び技術面の教育・訓練を実施するものであること。
- (カ) 調理業務従事者に対して、定期的に健康診断及び検便を実施させること。
- (キ) 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

カ 業務の委託契約については、保育所等と受託業者の業務分担、経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。なお、その契約書には、上記「オ」の(ア)、(エ)、(オ)、(カ)及び次に掲げる事項を明確にすること。

- (ア) 受託業者に対して、保育所等から必要な資料の提供を求めることができること。
- (イ) 受託業者が契約書に定めた事項を誠実に履行しないと保育所等が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所等側から契約解除できること。
- (ウ) 受託業者の労働争議その他の事情により、業務の遂行が困難になった場合の業務代行保証に関すること。
- (エ) 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所等に損害を与えた場合、受託業者は保育所等に対し損害賠償を行うこと。

## 2-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(4/5)

### 4 備品

下記の備品を設置してください。(本市では、必置備品としています。)

#### (1) 消防非常通報装置

保育所等の階数及び広さに関係なく、名古屋市消防局防災指令センターに直通する装置を設置してください。

#### 【各区消防署予防課】

千種消防署	052-764-0119	熱田消防署	052-671-0119
東消防署	052-935-0119	中川消防署	052-363-0119
北消防署	052-981-0119	港消防署	052-661-0119
西消防署	052-521-0119	南消防署	052-825-0119
中村消防署	052-481-0119	守山消防署	052-791-0119
中消防署	052-231-0119	緑消防署	052-896-0119
昭和消防署	052-841-0119	名東消防署	052-703-0119
瑞穂消防署	052-852-0119	天白消防署	052-801-0119

#### (2) 警察非常通報装置

愛知県警察の定める「非常通報装置の設置及び運用に関する事務手続要綱の制定(平成15年地通発甲159号)」に基づき、要件を満たす警察非常通報装置を設置してください。

(設置の申請も必要であるため、詳細については愛知県警察にお問い合わせください。)

愛知県警察本部地域部通信指令課：052-951-1611

#### (3) AED(自動体外式除細動器)

児童等の心肺停止等の緊急事態に備えるために配備してください。装置の定期的なメンテナンスと職員の救命講習会等への参加も併せて配慮してください。

#### (4) 空気清浄器

児童の感染症対策として有効な製品を選定し、保育室等必要な部屋に設置してください。

#### (5) 地震警報装置等

地震災害から児童を守るため、緊急地震速報を自動受信できる装置を配備してください。避難方法・経路等も併せて検討してください。



## 2-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(5/5)

### 5 その他

- (1) 既存の建物を改修して延床面積が200㎡以上の保育所等を設けようとする場合は、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更届け出が必要です。
- (2) 「駐車場における自動車転落事故を防止するための措置等に関する設計指針（昭和61年住指発第185号）」等に従い、児童等の安全確保について万全を尽くしてください。また、送迎時の保護者等のため、十分な駐停車スペースをできる限り敷地内に確保するようにし、絶対に路上駐車をさせないようにしてください。
- (3) 保育所等内にあるガラスの入った扉や窓（はめ殺し窓を含みます。）については、児童の注意を促す表示をするとともに、万が一に備え、網入りや強化ガラス等衝撃を受けた時に破片にならない仕様のものにするか、飛散防止フィルムの貼り付けにより安全対策を行ってください。
- (4) 地震等の自然災害に対して、児童及び職員の安全確保が十分に図れるよう配慮してください。また、既存の近隣建物からの被害に対しても、可能な限り想定した上で整備計画を作成してください。保育室内の棚等は、転倒防止対策を施してください。

なお、非常災害に備え、児童及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めてください。本市では、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、「保育所（中略）は、非常災害に備え、入所している者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。」と定めており、一人あたり3食の食料と3リットルの飲料水（1日分の目安）を備蓄するよう努力義務を課しています。
- (5) 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害に注意が必要な箇所での整備計画は、原則として応募を受け付けません。また、宅造規制区域内等での整備計画についても、名古屋市地域防災計画、土砂災害危険箇所に指定される恐れがあるような場所での整備計画は、原則として応募を受け付けませんので、関係部局と十分な調整を図ってください。
- (6) いわゆる「シックハウス症候群」等に対して、環境衛生上十分な配慮をしてください。

## 2-4 保育所等の設備整備にかかる技術的助言 (1/3)

よりよい環境での教育・保育を行うため、設計に関しては、以下の点にもご留意ください。

### 1 全体計画

- (1) 全体計画においては、乳児室、保育室を最優先に考慮してください。（日照条件、管理及び機能上の考慮を十分に行ってください。）
- (2) 部屋の配置は3・4・5歳児（又は2・3・4・5歳児）と0・1・2歳児（又は0・1歳児）のグループをまとめ、互いに行動動線が交わらないようにしてください。
- (3) 各室の通風・採光については、近隣建物等からの影響も考慮に入れ、十分な対策をとってください。
- (4) 保育室、廊下等の床は、敷居、レール等も含めてバリアフリーに努め、障害をなくすようにしてください。
- (5) 室内廊下は、曲折を可能な限りなくし、かつ、各室を接続させてください。
- (6) 建物の配置上、いずれの部屋からも目隠しとなるような園庭スペースをつくらないようにしてください。
- (7) 児童の手の届く高さ（床面から高さ1.3m程度）については、突起物・スイッチ類固物仕様の設備等を設置しないようにしてください。
- (8) 児童の視線の高さ（床面から高さ70～80cm）を基準にして、腰窓・保育室南側のレイアウト等を設計してください。
- (9) 児童の生活空間の出隅部分は、必ずすべて大きく丸面をとってください。
- (10) 不審者対策等安全確保のため、出入口の設計については十分配慮してください。
- (11) 安全対策上、フェンスの高さ・門扉の仕組み等について万全の対策を講じてください。
- (12) 建物外部及び内部の色彩は、児童の発達に与える影響が非常に大きいと考えられていることから、大人が好む雰囲気建物ではなく、児童に楽しいイメージを与えるよう明るく美しい色彩をもって装飾するとともに、周囲からも児童施設だということが認識しやすいように配色してください。また、一部の障害児にとっても、色彩の刺激が発達支援に有効であることから、実施する保育内容を十分に想定した色彩への配慮をしてください。

### 2 保育室・乳児室

- (1) 部屋は、南面（やむを得ない場合は東面）で園庭に面し、通風・採光を良くしてください。2階の児童も園庭への通行を可能にするようにしてください。
- (2) 室内に死角ができないようにし、職員が児童の行動を容易に把握できるようにしてください。
- (3) テラスは、保育室の延長として上履きを用いることが多く、また、園庭を繋ぐ接点でもあるため、広さや仕様については十分に配慮してください。
- (4) 建具は引戸としてください。また、指づめ防止策を講じてください。

## 2-4 保育所等の設備整備にかかる技術的助言 (2/3)

### 3 調理室

調理室の計画ができれば、建築確認申請の前に、給食施設を管轄する各区保健福祉センターに図面等を持参し、整備内容の確認を受けてください。

関係法令を遵守するとともに、下記の点にも留意してください。

#### (1) 仕様

ア 床は、ドライシステムが望ましいこと。

イ 「汚染作業区域」と「非汚染作業区域」を分けてください。検収場や下処理室が設けられていることが望ましいこと。

ウ オープンキッチン形式の場合も、防虫防鼠の観点から窓等により調理室を区画できるようにしてください。

エ 床、壁、天井は、衛生的に保つことができる構造及び素材としてください。

オ 着替え、はきものを替えるスペース及び食品を取り扱う場所と隣接しない調理員専用のトイレ（手洗い設備を含みます。）を設けることが望ましいこと。

カ 手洗い設備は、自動水栓（温水が出ること）を作業区域ごとに設置することが望ましいこと。

キ 調理室内は温度25度以下、湿度80%以下になるようにするとともに、明るさにも配慮してください。

ク シンクは複数設置し、排水トラップの臭い・害虫の侵入の点にも配慮してください。なお、シンクのカランは、レバー式で混合栓が望ましいこと。

ケ 保育室（給食室・ランチルーム）までの動線を考え、衛生上支障がない場所に調理室を配置してください。トイレ等不衛生な場所とは隣接しないようにしてください。

#### (2) 運用

ア 器具や食器類は、扉付き収納庫に入れて保管してください。

イ 食器消毒保管庫はスペースに十分ゆとりを持ち、包丁・まな板も殺菌ができるようにしてください。

ウ 食品の収納スペースを確保してください。温度・湿度管理ができることが望ましいこと。

#### (3) その他

ア 食数や品数等に合わせ、コンロの数を検討してください。

イ 冷蔵庫・冷凍庫は、頻繁な開閉等でも温度管理が可能なものとしてください。また、保存食用の冷凍庫は、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下に保つことができるものを別途整備することが望ましいこと。

保存食は、原材料、調理済み食品を食品ごとに50g程度、密封の上、2週間以上保存する必要があります。

## 2-4 保育所等の設備整備にかかる技術的助言 (3/3)

ウ 動線をよく確認し、温度が上がる機器、下げる機器それぞれ隣り合う機器類の配置等にも注意してください。

エ ワゴンを使って配膳する場合、その収納スペースも考慮してください。

オ 施設内で感染症が流行したときのことも考慮しつつ、児童にとって身近な存在になるよう、調理室を配置してください。

カ 献立に幅が出るよう、回転釜やスチームコンベクションオーブン等、複数の調理機器を設置することが望ましいこと。その際、ブラストチラーも設置すると素早く安全に冷却できます。

### 【各区保健福祉センター】

千種保健福祉センター	052-753-1951	熱田保健福祉センター	052-683-9670
東保健福祉センター	052-934-1205	中川保健福祉センター	052-363-4455
北保健福祉センター	052-917-6541	港保健福祉センター	052-651-6471
西保健福祉センター	052-523-4601	南保健福祉センター	052-614-2811
中村保健福祉センター	052-481-2216	守山保健福祉センター	052-796-4610
中保健福祉センター	052-265-2250	緑保健福祉センター	052-891-1411
昭和保健福祉センター	052-735-3950	名東保健福祉センター	052-778-3104
瑞穂保健福祉センター	052-837-3241	天白保健福祉センター	052-807-3900

### 3-1 保育所等の職員配置等 (1/2)

#### 1 職員配置

##### (1) 保育所

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を配置しなければなりません。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができます。

保育士の数は、

乳児：おおむね3人につき、1人以上

満1歳以上満3歳未満幼児：おおむね6人につき、1人以上

満3歳以上満4歳未満幼児：おおむね20人につき、1人以上

満4歳以上幼児：おおむね30人につき、1人以上 とされています。

ただし、1保育所につき、2人を下回ることにはできません。

このほか、おおむね施設長1人、予備保育士1人、調理員2人が配置されます。

##### (2) 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園では、満3歳以上の児童については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成する必要があります。1学級は35人以下を原則とし、学年の初めの日の前日に同じ年齢である児童で編成することを原則としています。各学級に担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」といいます。）を1人以上置く必要があります。また、調理員の配置も必要です。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができます。

特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼務し、又はその学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができます。

教育・保育に直接従事する職員の数は、

満1歳未満の園児：おおむね3人につき、1人以上

満1歳以上満3歳未満園児：おおむね6人につき、1人以上

満3歳以上満4歳未満園児：おおむね20人につき、1人以上

満4歳以上園児：おおむね30人につき、1人以上 とされています。

ただし、常時、2人を下回ることにはできません。

従事する職員とは、副園長（※）、教頭（※）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師です。

※幼稚園教諭の普通免許状を有し、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受ける必要があります。

このほか、おおむね園長1人、予備保育教諭1人、主幹専任代替保育教諭1人、調理員2人が配置されます。また、幼保連携型認定こども園には、副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護教諭、又は養護助教諭、事務職員を配置するよう努めなければなりません。

### 3-1 保育所等の職員配置等 (2/2)

#### 2 各歳別定員モデル

##### 【モデル1】 定員60人

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定 員	3人	9人	12人	12人	12人	12人	60人

(保育所の場合)

施設長	保育士等	市加配	予備保育士	調理員	計
1人	6人		1人	2人	10人

(幼保連携型認定こども園の場合)

施設長	保育教諭等	市加配	予備保育士	調理員	計
1人	7人		1人	2人	11人

##### 【モデル2】 定員90人※

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定 員	6人	12人	12人	20人	20人	20人	90人

(保育所の場合)

施設長	保育士等	市加配	予備保育士	調理員	計
1人	8人	1人	1人	2人	13人

(幼保連携型認定こども園の場合)

施設長	保育教諭等	市加配	予備保育士	調理員	計
1人	9人	1人	1人	2人	14人

##### 【モデル3】 定員120人※

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定 員	6人	18人	18人	26人	26人	26人	120人

(保育所の場合)

施設長	保育士等	市加配	予備保育士	調理員	計
1人	11人	1人	1人	2人	16人

(幼保連携型認定こども園の場合)

施設長	保育教諭等	市加配	予備保育士	調理員	計
1人	12人	1人	1人	2人	17人

※上記のほか保育標準時間認定の児童を受け入れる場合、公定価格において、常勤保育士1名と非常勤保育士1名の配置が必要です。

## 3-2 保育所等の運営にあたっての留意事項 (1/3)

### 1 施設名称等

施設名称等を決める際には以下の点にご留意ください。

- (1) 施設類型を除いた部分が市内にある他の民間保育所等（認可外保育施設を除く）と同一の名称は避けてください。
- (2) 名称の初めに「名古屋市」を付けることは、公立と混同される可能性があるため避けてください。
- (3) 施設名称はシステムや通知に入りきる文字数での命名をお願いしています。（全角20文字、半角25文字）
- (4) 施設名称は8月末までに確定をお願いします。  
また、施設面積についても、遅くとも12月中旬までに確定をお願いします。

### 2 子ども・子育て支援法に基づく確認制度

保育所等を運営するためには児童福祉法等に基づく認可等を受ける必要がありますが、本市からの財政支援となる給付費（公定価格）の支払いを受けるためには、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を満たし、本市の「確認」を受けることが必要です。

確認制度及び上記の基準において、特に以下の3から5については重要なものになりますので、遵守をお願いします。

### 3 設置者の応諾義務

保育所等の設置者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことはできません。

（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第33条）

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第6条）

### 4 運営規程の作成

保育所等の開設にあたっては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条により、以下に掲げる施設の運営等に関する重要事項に関する規程を定める必要があります。理事会等の承認を得た上で、作成してください。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

### 3-2 保育所等の運営にあたっての留意事項 (2/3)

- (5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 子どもの区分（年齢）ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

## 5 利用者負担額・実費徴収・上乗せ徴収について

### (1) 利用者負担額について

世帯所得等を勘案して、本市が定めた額です。保育所は、本市（区役所）が収納事務を行い、幼保連携型認定こども園は、各施設で保護者から受領します。

また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まります。3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料（副食費を除く）が無償化されます。（0歳児クラスから2歳児クラスは住民税非課税世帯が無償化の対象です。）

### (2) 実費徴収について

実費徴収に該当するものは、以下のとおりとします。

ア 日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に関する費用

教材費・学用品費・制服費・卒園アルバム 等

イ 教育・保育に係る行事への参加に要する費用

特別行事費（運動会、クリスマス会）・園外活動費（遠足） 等

ウ 食事の提供に要する費用

3歳以上児の主食費、副食費 等

エ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

通園バス（スクールバス）費 等

オ 上記の他、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

※光熱水費、冷暖房費、保健衛生費（ティッシュペーパー等消耗品費）は、公定価格に含まれており、実費徴収に該当しません。

### (3) 上乗せ徴収について

上記の実費徴収に該当しないもので、幼保連携型認定こども園において、教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる教育・保育に要する費用のことです。

ア 教員配置の充実



### 3-2 保育所等の運営にあたっての留意事項 (3/3)

- イ 高処遇を通じた教員の確保
- ウ 設備更新の前倒し 等

※民間保育所において上乘せ徴収を実施することは原則認めません。

#### 6 重要事項の説明

保育所等の開設にあたっては、あらかじめ保護者に対して、以下の書類を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。また、施設の見やすい場所に重要事項を掲示することが必要です。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 職員の勤務体制
- (3) 利用者負担
- (4) その他保護者の教育・保育の選択に資すると認められる事項

保護者説明会等で配布の上、説明する等して、同意を得てください。重要事項の説明の署名及び同意の署名の文書については、原本を園で保管し、写しを重要事項説明書とともに保護者に交付するようにしてください。

重要事項説明書に記載すべき事項が「入園のしおり」等で網羅されている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はありません。

#### 4-1 保育所等の整備補助基準 (1/5)

整備費について、補助が受けられるのは、社会福祉法人等に限られます（前掲1-1）。

##### 1 施設整備費補助基準額

- (1) 保育所等の整備に関する補助額は、(2)の基準に基づいて算出された額となり、補助率は、以下のとおりです。

保育所等整備交付金基準額		
国庫交付金 (8/12)	市補助金 (1/12)	法人自己負担金 (3/12)

- (2) 保育所等整備交付金の交付基準額は、本体工事（施設定員ごとの定額補助方式）と事業別に定められた加算額から算出されます。

交付基準額（令和元年度単価 都市部）		
定員	基準額	○設計料加算
20名以下	76,700円	本体工事費に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く）の5%
21～30名	80,400円	
31～40名	93,400円	○開設準備費加算
41～70名	106,600円	下の一覧（※）に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算
71～100名	138,400円	
101～130名	166,500円	○その他
131～160名	192,800円	・土地借料加算
161～190名	219,000円	・定期借地権設定のための一時金加算
191～220名	243,400円	・特殊附帯工事費加算
221～250名	269,600円	・解体撤去工事費加算
251名以上	299,600円	・仮施設整備費加算 等

※開設準備費加算（整備後の定員区分における交付基準額一覧）

定員	交付基準額	定員	交付基準額
20名以下	36千円	71～100名	15千円
21～30名	27千円	101～130名	13千円
31～40名	22千円	131～160名	12千円
41～70名	19千円	161名以上	11千円

（例）60名定員保育所の場合

19,000円×60名＝1,140,000円が開設準備費として加算されます。

#### 4-1 保育所等の整備補助基準 (2/5)

### 2 市認定事業費基準額

本市認定事業費は、次の(1)又は(2)の低い方の額とします。

(1) 「定員1人あたり本体工事費」×「増加定員」+「事業加算額」+「設計監理費」

本体工事費	事業加算額	設計監理費
定員1人あたり 1,800,000円	乳児室又はほふく室加算 5,400,000円 一時保育事業のための保育室加算 10,900,000円 地域子育て支援相談室加算 15,200,000円	本体工事費及び事業加算額の合計額の5%

(2) 実際事業費

設計事務所の工事見積額等

### 3 整備費用の財源

(1) 補助金

(2) 法人自己資金

= 本市認定事業費×5% (以上)

(3) 福祉医療機構借入金

= (機構基準事業費-補助金)×融資率(90%)=融資限度額

※社会福祉法人等で、本市の償還補助の対象となる限度額

(「本市認定事業費」-「補助金」)-「本市認定事業費」×5%

償還補助率は、元利の4/5です。

4-1 保育所等の整備補助基準 (3/5) ①60人モデル

1 整備費のモデル

(単位：千円)

総事業費 (※1)					
167,500					
本市認定事業費 (※2)					認定外 自己資金 (B)
146,475					
補助金 122,925		法人 負担金	福祉医療機構借入金 13,200		
国庫交付金 109,266	本市負担金 13,659	(A) 7,350	償還補助 10,560	法人償還 2,640	

※1 総事業費の内訳

(単位：千円)

総事業費				
167,500				
建築工事費 (延床面積：450㎡、(概ね) ㎡@333で積算)	150,000	設計監理費	初度設備費	大型遊具
		7,500	7,000	3,000

※2 本市認定事業費の内訳

(単位：千円)

本市認定事業費				
146,475				
本体工事費	乳児室	一時保育	子育て相談室	設計監理費
108,000	5,400	10,900	15,200	6,975

2 法人自己資金モデル

(1) 建設自己資金 (整備年度負担額 = A + B)

28,375 (千円)

(2) 運営資金 (運営開始年度)

9,000 (千円) 年間事業費の1/12以上

(3) 開設準備消耗品

2,000 (千円)

(4) 計

39,375 (千円)

※新設法人の場合は、法人事務費として別途3,000 (千円) 程度を見込んでください。

4-1 保育所等の整備補助基準 (4/5) ②90人モデル

1 整備費のモデル

(単位：千円)

総事業費 (※1)						認定外 自己資 金 (B) 46,075
249,250						
本市認定事業費 (※2)					認定外 自己資 金 (B) 46,075	
203,175						
補助金 165,004		法人 負担金 (A) 10,171	福祉医療機構借入金 (※3) 28,000		認定外 自己資 金 (B) 46,075	
国庫交付金 146,670	本市負担金 18,334		償還補助 22,400	法人償還 5,600		

※1 総事業費の内訳

(単位：千円)

総事業費				
249,250				
建築工事費 (延床面積：675㎡、(概ね) ㎡@333で積算)	225,000	設計監理費	初度設備費	大型遊具
		11,250	10,000	3,000

※2 本市認定事業費の内訳

(単位：千円)

本市認定事業費				
203,175				
本体工事費	乳児室	一時保育	子育て相談室	設計監理費
162,000	5,400	10,900	15,200	9,675

※3 借入金額は、本市の償還補助の限度額を示しています。これ以上借入れることもできます。

2 法人自己資金モデル

(1) 建設自己資金 (整備年度負担額 = A + B)

56,246 (千円)

(2) 運営資金 (運営開始年度)

11,500 (千円) 年間事業費の1/12以上

(3) 開設準備消耗品

2,000 (千円)

(4) 計

69,746 (千円)

※新設法人の場合は、法人事務費として別途3,000 (千円) 程度を見込んでください。

4-1 保育所等の整備補助基準 (5/5) ③120人モデル

1 整備費のモデル

(単位：千円)

総事業費 (※1)						認定外 自己資 金 (B) 71,125
331,000						
本市認定事業費 (※2)					認定外 自己資 金 (B) 71,125	
259,875						
補助金 198,434		法人 負担金 (A) 13,041	福祉医療機構借入金 (※3) 48,400		認定外 自己資 金 (B) 71,125	
国庫交付金 176,385	本市負担金 22,049		償還補助 38,720	法人償還 9,680		

※1 総事業費の内訳

(単位：千円)

総事業費				
331,000				
建築工事費 (延床面積：900㎡、(概ね) ㎡@333で積算)	300,000	設計監理費	初度設備費	大型遊具
		15,000	13,000	3,000

※2 本市認定事業費の内訳

(単位：千円)

本市認定事業費				
259,875				
本体工事費	乳児室	一時保育	子育て相談室	設計監理費
216,000	5,400	10,900	15,200	12,375

※3 借入金額は、本市の償還補助の限度額を示しています。これ以上借入れることもできます。

2 法人自己資金モデル

(1) 建設自己資金 (整備年度負担額 = A + B)

84,166 (千円)

(2) 運営資金 (運営開始年度)

14,000 (千円) 年間事業費の1/12以上

(3) 開設準備消耗品

2,000 (千円)

(4) 計

100,166 (千円)

※新設法人の場合は、法人事務費として別途3,000 (千円) 程度を見込んでください。

## 4-2 保育所等の整備にかかる各種融資制度の概要 (1/3)

### 1 独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付資金融資について

保育所等の整備には、機構による福祉貸付資金の融資制度があります。(詳細については機構ウェブサイトをご覧ください。)

また、この融資制度については、政策的な低利融資制度であることに加え、本市独自の償還補助制度もあり(5参照)、整備財源として活用することができます。

#### (1) 融資対象者

法人

ただし、本市の償還補助対象となるのは、以下の法人に限ります。

社会福祉法人、公益財団法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する保育所の施設整備を行う場合に限り。)

#### (2) 貸付金の種類

ア 建築資金

新築、改築、拡張、改造、修理、購入

イ 設備備品整備資金

機械器具、備品の購入

ウ 土地取得資金

施設の用に供するための土地の取得に要する費用

#### (3) 融資限度額の計算方法

融資限度額の計算方法は、以下のとおりです(10万円単位未満切捨て)。

(基準事業費(※) - 法的・制度的補助金) × 融資率(90%)

※基準事業費は、機構の定める基準事業費の合計と実際事業費の合計のいずれか低い額を用います。

#### (4) 申込

申込は、本市の予算議決後、本市の意見書を添えて速やかに行ってください。

申込んだ後、機構から「借入申込受理票」が届くまで、建築や造成等、融資対象の工事契約は締結できません。

#### (5) 本市の償還補助制度

機構から融資を受けた保育所等設置・整備資金(土地取得資金を除く。)について、償還すべき金額(元利金)の5分の4に相当する額を本市が補助します。

ただし、補助の対象となる借入金額については上限がありますので、個別にご相談ください。

## 4-2 保育所等の整備にかかる各種融資制度の概要 (2/3)

### (6) 融資条件

#### ア 利率

金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。

また、償還期間が10年を超える場合は、「完全固定金利制度」と「10年経過ごと金利見直し制度」のいずれを選択することとなりますが、本市の償還補助制度を活用する場合は、「完全固定金利制度」を選択していただきます。

【令和元年8月30日現在の「完全固定金利制度」貸付利率】

償還期間19年を超え20年以内の場合・・・年0.27%

(利率は、随時変動します。最新の金利情報は、機構にご確認ください。)

#### イ 償還方法

原則、元利均等の毎月償還

#### ウ 償還期間

貸付金額	償還期間	
	耐火構造建築 (準耐火含む)	耐火構造以外建築
2,000万円以上	20年以内	15年以内
1,500万円超 2,000万円未満	19年以内	15年以内
1,000万円超 1,500万円以下	15年以内	15年以内
500万円超 1,000万円以下	10年以内	10年以内
500万円以下	5年以内	5年以内

#### エ 据置期間

2年以内(償還期間が5年を超え20年以内の場合)

#### オ 保証人

法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる必要があります。

ただし、社会福祉法人の場合は、オンコスト保証制度(貸付利率に一定の利率(令和元年度は0.05%)を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度)を利用することもできます。なお、この制度による上乗せ利率分については、本市の償還補助の対象外です。



## 4-2 保育所等の整備にかかる各種融資制度の概要 (3/3)

### カ 担保

原則として、所有者を問わず、以下の物件の担保提供が必要となります。

(ア) 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地

(原則として、抵当権は第1順位)

(イ) (ア)の敷地上に建築する(存在している)すべての建物

(ウ) (ア)の敷地上に設定する(設定している)地上権

また、損害保険の対象となる担保物件(建物)には、損害保険を付保し、さらにその保険金請求権の上に質権が設定されます。

## 2 民間社会福祉施設振興資金貸付について

この制度は、愛知県社会福祉協議会が民間社会福祉施設を経営する者に対して貸付ける事業です。(詳細については、(4)の問合せ先にお問い合わせください。)

### (1) 貸付対象

愛知県内で民間社会福祉施設を経営する愛知県社会福祉協議会会員

### (2) 貸付金(整備資金)

ア 内 容：民間社会福祉施設の創設、改築、改造、拡張、修理等の整備に要する資金

イ 限度額：1施設1,000万円以内

ただし、償還補助を受ける場合の特別限度額は1,200万円

ウ 償 還：貸付契約後、16年以内に分割償還(3か月に1回償還)

エ 利 率：無利子

ただし、残高10万円に対し4半期ごとに330円の貸付手数料がかかります。

### (3) 貸付条件

ア 連帯保証人(整備資金の場合、貸付手数料を支払うことにより省略可)と担保物件(原則として、土地及び建物)が必要です。

イ 工事着工前に申請する必要があります。

### (4) 問合せ先

愛知県社会福祉協議会施設福祉部(電話 052-212-5509)

## 5-1 設計事務所等の選定 (1/2)

### 1 設計事務所の選定

施設を整備しようとするときには、まず信頼のおける設計事務所又は建築士（以下「設計事務所等」という。）を選定することから始めます。

イメージどおりの施設ができるかどうかを左右する大きなポイントといっても過言ではないので十分配慮する必要があります。

設計は、技術的なものが大部分を占めており、経済的な指標のみに基づいた競争（競争入札や見積合わせなど）による選定はなじみません。

また、建設（改修）工事についても、施主と同一の立場で工事監理を行ってくれる設計事務所等を選定する必要があります。

このように、設計事務所等は、あくまで施主と同一の立場で工事の発注及び施工監理を行うものですから、建設工事の発注や入札参加を前提にした工事業者の設計部門などは委託業者とすることができません。

また、補助金の性格上、評価ヒアリング以前に基本設計を作成する必要がありますので、契約予定の設計事務所等に十分調整する必要があります。（※）

なお、契約書には、使用する約款を明示してください。

（※）平成27年度の建築士法の改正により、300㎡を超える建築物の新築、増築、改築、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合には、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結することが義務付けられました。

このため、基本設計の作成にあたって、設計事務所等から契約締結を求められる場合があります。この際は、基本設計部分に係る契約を締結するようにしてください。なお、補助金交付決定前の契約分は、補助金の対象となりませんので、ご留意ください。また、不選定となった場合の契約についても、名古屋市からの補助、補償等はありません。

### 2 選定にあたってのポイント

保育所は保育を必要とする子どもたちの命を預かる施設ですから、法的な基準を遵守することは最低限必要なことであり、設計の全てにわたって高規格に努める必要があります。

そこで、以下の条件をクリアできる設計事務所等とのみ設計監理契約をしてください。

- (1) 施主はもちろん、本市の指導に対して積極的に協力できる設計事務所等であること。
- (2) 建築基準法等の法的基準だけでなく、本保育所整備手引き等に定める基準を遵守できる設計事務所等であること。
- (3) 常に施主の立場に立って、監理業務を行える設計事務所等であること。
- (4) 福祉施設の設計経験が豊富であるか、福祉施設の設計について熱意と情報を有し、積極的に設計に生かすことができる能力のある設計事務所等であること。

## 5-1 設計事務所等の選定 (2/2)

### 3 選定方法の種類と長所・短所

設計事務所等の選定にあたっては、いくつかの種類がありますが、それぞれに長所・短所があります。以下に、それぞれの特徴等を示します。

業者選定方法	長所・短所	備 考
過去に同種類別の施設がある場合、いくつかの施設を比較検討し、最も優秀だと思われる施設の設計を担当した設計事務所等を選定する方法	①設計上のミスも含め、イメージが具体的につかみやすい。 ②比較的短期間で選定できる。 ③主だった選定者の主観に左右されやすい。	比較検討の経過を客観資料として残すことが望ましい。
同種類別の他施設の整備担当者や知人、縁故者からの紹介による選定の方法	①人的な保証が得られ、誠実に業務を履行することが期待できる。 ②短期間で選定できる。 ③選定経過が不明朗になりやすい。	法人役員が委託を予定する設計事務所等の役員等であることは好ましくない（理事要件・特別利害関係理事の議決除斥）
一定の期間を定めて、提示した条件に基づく設計提案を求め、優秀と認められる設計事務所等を選定する方法（コンペ、プロポーザルといわれる方法）	①経過も含め、客観的な選定が行いやすい。 ②時間と労力がかかる。また、費用が発生する場合もある。 ③条件設定が不十分だと期待した結果が得られない場合がある。	設計提案を求める業者（複数）の選定経過を明確にしておくこと。選定基準も同様。

### 4 設計事務所等に依頼しておくべき事項

- (1) パース図、立体模型等の作成もしてもらうよう依頼してください。
- (2) 工事請負契約も同様ですが、契約書締結に必要な印紙代や振込手数料等の代金についても、あらかじめ費用分担を確認したうえで契約を行ってください。

### 5 留意事項

必要な図面・書類を作成するにあたり、着手金等が必要となる場合があります。（補助金対象外経費）

## 5-2 保育所等の工事入札等 (1/5)

### 1 設計監理委託契約

補助金の交付決定後、設計監理委託業者と契約を締結します。

- (1) 設計監理委託業者の選定にあたっては、理事会等の議決を要します。
- (2) 契約書の内容について、必ず事前に本市と協議してください。

### 2 工事請負業者の選定

- (1) 本市契約規則等に準じて、一般競争入札により選定します。
- (2) 予定価格が1,000万円以上5億円未満の工事請負契約につきまして一般競争入札に付する場合は、「市内に本店・支店・事業所を有する事業者とする」という地域要件が課せられます。
- (3) 入札公告は、法人の定款に基づき法人本部において掲示するとともに、新聞に掲載する必要があります。広く業者の目にとまるように、建設業界新聞を活用する等してください。また、法人のウェブサイト等にも掲載してください。なお、掲載内容については、事前に本市の確認を受けてください。

### 3 入札の準備及び契約事務

- (1) 実施設計完了後、設計監理委託業者は設計積算見積書を法人へ提出します。法人は、その設計積算見積書を参考にして、独自に予定価格を設定します。入札後、設計積算見積書の写しを原本証明の上、本市に提出してください。
- (2) 予定価格の設定にあたっては、理事長単独又は理事長以下最小限の人員で決定してください。（公告時においては、原則、予定価格を公表することになります。）なお、入札金額の積算内訳書を入札参加業者に提出させるよう、事前に説明する必要があります。
- (3) 入札説明書の交付開始前には、建設業界新聞等への記事掲載により一般競争入札の公告を行ってください。なお、入札公告する内容は、以下の事項となります。
  - ア 入札する工事内容
  - イ 入札参加資格
  - ウ 入札日時と場所
  - エ 予定価格
  - オ 契約条件（支払い条件、履行保証等）
  - カ 入札の資格や条件に違反した場合、入札を無効とする旨
  - キ 入札説明書の交付期日（期間）
  - ク 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所
  - ケ 最低制限価格を設定する場合は、その旨
  - コ その他必要な事項

## 5-2 保育所等の工事入札等 (2/5)

- (4) 法人の役員が在籍する工事請負業者については、施設整備にかかる入札に参加できないので、事前に理事会等で十分注意を喚起するとともに、役員職業を記載した役員名簿を同時に本市へ提出してください。
- (5) 資格要件等について疑義があれば、本市に問い合わせください。
- (6) 入札公告後は、入札希望業者に対し入札説明書を交付してください。
- (7) 入札参加業者の資格については、本市登録業者（本市において指名停止中の業者は除きます。）で、下表によるものとします。

予 定 価 格	等級区分
5 億円以上	A
8,000 万円以上 5 億円未満	A又はB
1,500 万円以上 8,000 万円未満	C
1,500 万円未満	D

※令和2年度に関して、地域要件、等級区分の一部を例外的な取扱いを行っています。

### 4 入札実施前提出書類の提出

入札実施前に、以下の書類を本市へ提出してください。

- (1) 設計監理委託契約書（写）
- (2) 理事会等議事録（設計監理契約にかかるもの）（写）
- (3) 理事会等議事録（入札実施にかかるもの）（写）
- (4) 入札参加予定業者届出書
- (5) 競争入札参加資格確認申請書（写）
- (6) 入札参加予定業者の類似施設の施工実績（任意書式）
- (7) 競争入札参加資格確認通知書（写）
- (8) 入札公告（本部で掲示したものの写）及び新聞掲載記事

### 5 入札手続き

- (1) 入札当日の入札参加業者の携行物（提出してもらうもの）
  - ア 入札書（封筒に厳封したもの）
  - イ 委任状（代表取締役等代表権をもつ代表者からの委任）
  - ウ 談合等不正行為防止のための誓約書
- (2) 入札には、理事長、複数の理事（理事長を除きます。）、監事及び評議員（理事長と親族等特殊の関係にある者を除きます。）が立ち会います。また、本市の職員も立ち会います。株式会社等にあつては、施設建設担当責任者及び会計部門の責任者が立ち会うようにしてください。

## 5-2 保育所等の工事入札等 (3/5)

- (3) 入札参加業者から入札書を集めて開封し、入札経過報告書に記入後、公表した予定価格調書の額と比較します。
- (4) 入札金額及び予定価格を基に、最低制限価格を算定してください。
- (5) 入札金額が予定価格を超過した場合は、入札に関する権限についての委任状を持参している業者を対象に3回まで入札を実施します。その結果落札業者が決定しない場合は、最低入札金額を提示した業者との価格相談のうえ、予定価格以下で随意契約するか、仕様変更のうえ後日改めて入札を実施します。
- (6) 最低落札業者が複数の場合（最低落札金額が同一の業者が複数ある場合等）は、くじ引きにより業者を決定します。
- (7) 入札結果については、入札結果報告書に立会人全員の署名を取り、入札経過報告書とともに、速やかに本市へ提出してください。

## 6 入札結果の公表

入札結果については、入札結果報告書を法人本部において一般の閲覧に供してください。

(本市においても同様に閲覧に供します。)

## 7 契約の締結

- (1) 落札業者との契約書の内容について、必ず事前に本市と協議してください。
- (2) 契約には、工事費の支払計画を明示します。なお、補助金の交付は工事完了後です。
- (3) 契約内容が確定した後、理事会等の承認を受けます。
- (4) 契約においては、一括下請契約（丸投げ）は建設業法（昭和24年法律100号）第22条により禁止されており、違反があった場合は、補助金の交付ができません。工事の一部を下請業者が行う場合は、下請業者の一覧表（商号又は名称、業種、所在地等を記入したもの）を契約開始時及び工事完了時に元請業者から提出させ、その写しを本市へ提出してください。

## 8 入札実施後提出書類の提出

入札実施後、速やかに以下の書類を本市へ提出してください。

- (1) 建築確認申請書・建築確認通知書（写）
- (2) 入札結果報告書・入札経過報告書・工事請負契約報告書
- (3) 入札書（写）・委任状（写）・誓約書（写）
- (4) 予定価格調書（写）
- (5) 設計積算書（写）
- (6) 工事請負契約書（写）・工事積算書・内訳書・明細書（写）

## 5-2 保育所等の工事入札等 (4/5)

- (7) 下請業者の一覧表
- (8) 理事会等議事録（工事請負契約にかかるもの）
- (9) 収支予算書・事業支払計画書
- (10) 施設平面図・立面図（建築確認申請時のもの）
- (11) 各室面積表（建築確認申請時のもの）
- (12) 土地登記簿謄本（写）
- (13) 土地贈与契約書（写）※土地が寄贈された場合のみ
- (14) 土地売買契約書（写）※土地を購入した場合のみ

### 9 談合情報への対応

入札に付そうとする工事について、入札談合に関する情報があった場合は、以下のように対応してください。

#### (1) 情報の確認・報告書の作成・報告

入札談合に関する情報を「談合情報報告書」にまとめ、速やかに本市へ報告してください。

#### (2) 談合情報があった場合の具体的な対応

入札参加業者全員から事情聴取を行い、「事情聴取書」を作成して、写しを本市へ提出し、適切な指導を受けてください。

##### ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合

名古屋市競争入札参加者手引の規定を準用し、入札の執行を延期し、又は中止するとともに、その旨を公正取引委員会へ通報します。

##### イ 談合の事実があったと認められない場合

(ア) すべての入札参加業者から「誓約書」を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかとなった場合には、入札を無効とする旨を周知した上で、入札を執行してください。（「誓約書」の写しを本市へ提出してください。）

(イ) この場合、第1回の入札に際し、すべての入札参加業者に対して積算内訳書の提出を求め、法人役員立会いの上、設計監理委託業者に積算内訳書をチェックしてもらってください。このチェックで談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(1)により対応してください。

(ウ) この後の談合情報等に適切に対応していくために、公正取引委員会への経過報告及び相談をしてください。

(エ) 入札結果が談合情報に符合する場合は、入札参加業者全員から再度事情聴取を行い、「再事情聴取書」を作成して、写しを本市へ提出し、適切な指導を受けてください。

## 5-2 保育所等の工事入札等 (5/5)

### 10 実地調査等

(1) 工事中間点、工事完了時点（原則として引渡しの際）等において、設計監理委託業者及び工事請負業者立会いの下、本市による実地調査を行います。

ア 工事中間点での確認事項

(ア) 工程表に沿い、工事が進捗しているか。

(イ) 仕様の変更はないか。

イ 工事完了時点での確認事項

(ア) 仕様書どおりに施工されているか。

(イ) 初度備品一覧どおりに納入されているか。

(2) 工事期間中や工事完了後（3年間程度）、本市監査担当部門や厚生労働省、機構、会計検査院等による監査が行われます。主に以下のような点が審査されますが、これ以外の項目についても適宜審査されます。

ア 工事の現場事務所

(ア) 審査する書類

設計積算書、工事契約内訳書、現場での発注や納品関係伝票、現場打ち合わせの記録、設計図、施工図、各室面積表等

(イ) 審査の内容

設計と実際の発注との数量チェック、設計変更等の状況とそれに伴う工事費の変更額、現場打ち合わせへの法人の出席状況等

イ 法人本部

(ア) 審査する書類

入札関係書類（入札書、予定価格調書、入札執行通知等）、理事会等議事録、通帳、工事請負業者からの請求書・領収書・振込受取書等

(イ) 審査の内容

入札の状況、理事会等での審議・報告の状況、補助金や貸付金・自己資金の流れ（出納）等

### 11 その他

入札、契約に関しては、案の段階で事前に本市と十分協議した上で、事務手続きを進めるようにしてください。



## 5-3 初度備品の購入手続き (1/3)

### 1 物品の選定

- (1) 必要な物品をリストアップします。
- (2) 機種を指定して購入する場合で、1品100万円以上の物品については、同種類品の物品と比較検討した経過と判断の根拠を示した機種選定理由書を作成します。

### 2 見積り

必要な物品について、業種別等（合理的な理由）により業者から見積書を徴します。（この場合、指名を予定している業者は除くことが望ましいです。）合理的な理由なく、意図的に契約単位を分割することは不適切であり、認められません。

### 3 予定価格の決定

- (1) 法人予算に照らし、業者から徴した見積書や直近の同種施設の納入状況調査等を参考にし、購入価格を検討し、予定価格を設定します。
- (2) 契約単位につき、予定価格が160万円を超える場合は入札、30万円を超えて160万円以下の場合は見積競争を行わなければなりません。
- (3) 入札を行う場合は、予定価格調書を作成してください。予定価格は、理事長等法人の権限ある少人数で決定してください。予定価格は、入札公告時に原則公表することとなります。

### 4 入札参加業者又は見積競争業者の選定（後掲(3/3)参照）

- (1) 入札や見積競争を行うには、それに先立って業者の選定を行わなければなりません。備品の調達及び期限内の納入を確実にできる業者であることはもちろんのこと、アフターケア体制も十分な業者を選定してください。また、特殊な物品については販売特約店や代理店契約の有無等も確認してください。
- (2) 備品の種類や数が多い、事務が煩雑等を理由に、すべての備品を総合商社等に一括契約することは認められません。

### 5 業者決定及び金額の決定（後掲(3/3)参照）

- (1) 入札又は見積競争の結果によって業者を決定します。
- (2) 取扱代理店が1社しかないような場合等特殊なケースでは、直接1社との随意契約を締結することができる場合があります。

### 6 売買契約の締結

- (1) 入札又は見積競争の結果に基づき、購入金額を決定（契約締結同等、法人経理規程に基づく決定権者の決裁を経ること）し、契約書を取り交わします。
- (2) 1件100万円を超える契約については、契約書を必ず徴収します。100万円以下30万円を超える契約については、請書で可能です。いずれも必ず内訳書を作成させていただきます。

## 5-3 初度備品の購入手続き (2/3)

### 7 納品・検収確認

- (1) 契約書に定めた期日までに所定の場所に納品させます。設備整備補助予算の月末まで(年度末まで)に納品させる必要があるので注意してください。
- (2) 搬入された物品について契約と相違ないか、不良箇所がないか検査し、確認した後、契約単位ごとに検収調書を作成します。備品については、すべて写真を添付してください。

### 8 代金の支払い

- (1) 設備備品の購入代金の支払いに補助金や借入金を充当する場合は、前もって契約書上で「補助金又は借入金の交付を受けた後、遅滞なく代金を支払う」等を明記してください。
- (2) 支払いは銀行振込とし、必ず領収書を徴してください。

### 9 物品管理

- (1) 物品は法人経理規程に基づいて分類・保管します。
- (2) 固定資産については、固定資産管理台帳に記入してください。

<参考>物品の分類

分 類		分 類 基 準
固定資産物品		機械器具等の物品のうち、1個あたりの取得価格が10万円以上のもので、かつ、耐用年数が1年以上のもの。
一般 物品	備 品	原型のまま比較的長期の使用に耐える物品のうち、固定資産物品を除き、取得価格が1万円以上のもの及び使用価値により特に備品として指定するもの。
	消耗品	上記各欄に掲げる物品の分類に属さないもの。

### 10 実績報告で必要となる書類

実績報告の際、以下の書類を本市へ提出してください。

- (1) 機種選定理由書 (1で作成したもの)
- (2) 見積書 (2で徴したもの)
- (3) 物品売買契約書又は請書 (6で徴したもの)
- (4) 納品書 (7で徴したもの)
- (5) 検収調書及び備品の写真 (7で作成したもの)

### 11 障害者就労施設の製品(授産製品)及びグリーン購入の活用

初度備品については、厚生労働省通知及び本市通知においても、優先発注を依頼しているところですが、障害者就労施設の製品(授産製品)を積極的に活用してください。また、環境負荷に配慮したグリーン購入についても配慮してください。(本市公式ウェブサイト掲載「障害者就労施設等登録名簿」「事業者のみなさまのグリーン購入」参照)

### 5-3 初度備品の購入手続き (3/3)

#### 12 入札参加業者と業者決定

物品購入の手続きは、概ね右図のように行われるのが一般的です。

(1) 理事会等の意を受け、事務担当者が物品のリストアップを行います。

1品100万円以上の物品については、同種類品の物品と比較し、その結果機種を指定して購入する場合は、機器選定理由書を作成します。理由書には、選定理由、選定物品、選定年月日を記載します。

(2) リストと理由書について、理事会等（又は理事会等において委任された者）の承認を受けます。また、理由書は、実績報告書に添付してください。

(3) リストを「仕様書」の形で整理した上、業者見積もりや定価表等により積算し、直近の納入実績等を調査し、法人が予定価格を設定します。

(4) 予定価格が1件あたり160万円を超える場合は入札を行う必要があり、それ以下の場合は随意契約が可能です。

(5) 指名競争入札の場合の指名業者は6社以上とし、見積競争の場合は2社以上から見積書を徴してください。

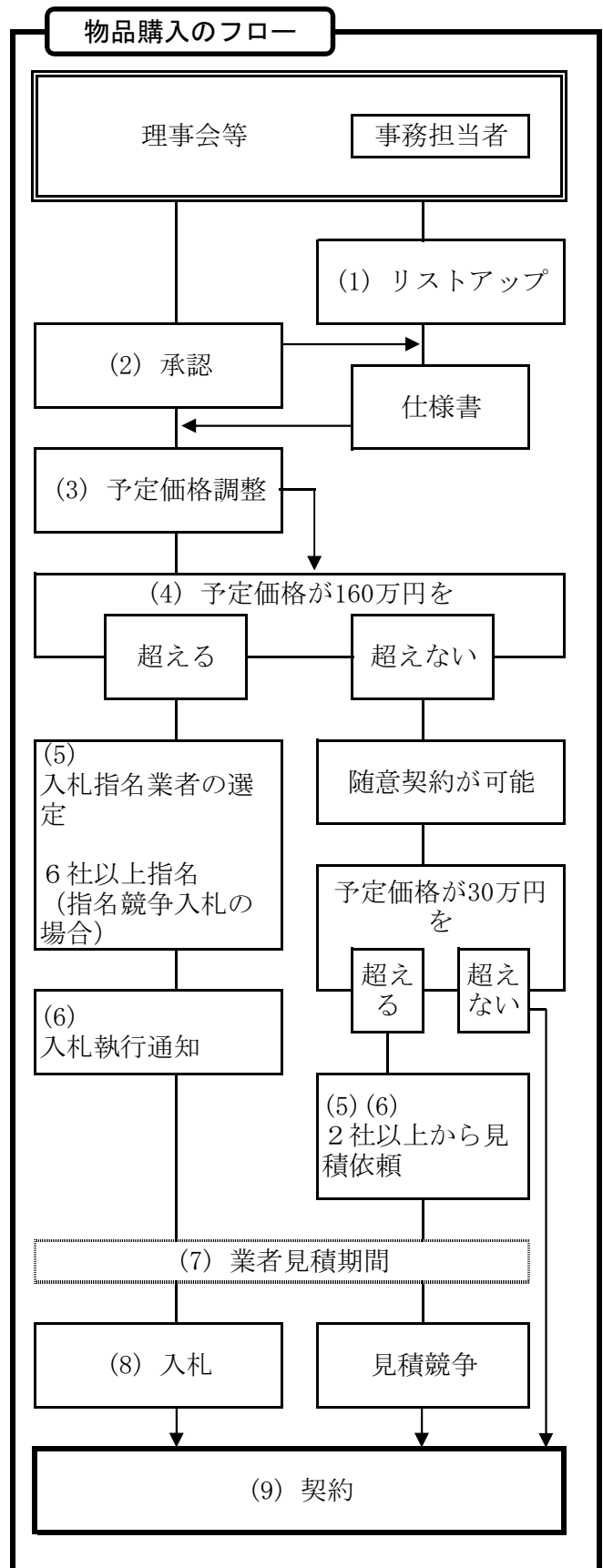
(6) 選定された業者について、理事会等（又は理事会等において委任された者）の承認を受け、入札執行通知又は見積依頼（随意契約の場合）を行います。

(7) 入札参加又は見積依頼業者が積算を行う期間をおきます。

(8) 入札及び入札結果の公表は、工事入札の場合と同様です。

指名業者に、仕様書、各様式（誓約書、委任状等）を送付し、入札を実施します。

(9) 最も廉価な価格を示した業者と契約を締結します。



## 6-1 社会福祉法人の概要 (1/3)

### 1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立される法人です。

福祉サービスが「措置制度」から利用者とサービス事業者の「利用契約制度」に転換され、NPO法人など民間の非営利組織や企業も参入できるようになった現在でも、社会福祉法人は、引き続き重要な担い手であることに変わりはありません。社会福祉法人を設立しようとされる方は、このような状況を十分理解する必要があります。

### 2 社会福祉事業

社会福祉事業の範囲は、社会福祉法第2条に列挙して定められており、その対象に対する影響の大小から第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分かれます。

保育所等の経営は、第二種社会福祉事業です。

### 3 社会福祉法人の設立

社会福祉法人の設立には、①定款の作成及び申請、②所轄庁の認可、③設立の登記という3つの手続きを完了することが必要です。

名古屋市内に施設を設立する法人にあっては、名古屋市長の許可が必要です。

### 4 社会福祉法人の役員

理事（6人以上）、監事（2人以上）、評議員（理事の員数を超える数）で構成されます。

### 5 社会福祉法人の名称

社会福祉法人の名称には、その法人が行う社会福祉事業にふさわしいものとする必要があります。名称の前には、「社会福祉法人〇〇」というように、社会福祉法人という文字を冠してください。

また、以下のような名称は避けてください。

- (1) 事業内容とかけ離れたものや、長すぎたり、誇大な名称
- (2) 宗教色の強いものや、個人名又は会社名を引用したような名称
- (3) 既に認可されている社会福祉法人やそれに類似した名称
- (4) 難解な漢字を使用した名称

## 6-1 社会福祉法人の概要 (2/3)

### 6 社会福祉法人の所在地

施設の所在地が法人事務所の所在地となります。

### 7 社会福祉法人の資産要件

社会福祉法人は、原則として社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えていることが要件となります。

#### (1) 基本財産

社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、所有権を有することが必要です。施設の土地、建物が基本財産となります。基本財産は定款に記載し、不動産には所有権の登記をします。

#### (2) 運用財産

基本財産のほかに、事業経営に必要な財産を運用財産といいます。

社会福祉法人の設立に際しては、①施設建設にかかる自己資金、②運転資金（施設運営費年間事業費の12分の1以上に相当する現金）、③法人事務費が必要です。

### 8 社会福祉法人設立時の自己資金

設立される社会福祉法人には資金がないので、設立予定者や設立に賛同する方々からの寄附で賄うことになります。自己資金としての寄附金は、法人に確実に収入されなければならないので、①書面による贈与契約がなされていること、②寄附者の能力、資産状況等からその寄附が確実になされることが証明できること、の2点を満たさなければなりません。

### 9 社会福祉法人の経営の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化、提供する福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図らなければなりません。

資産の管理及び会計は極めて重要で、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日改正）及びそれに基づいて社会福祉法人が自主的に定める経理規程により、法人全体の経営状況を明確に把握している必要があります。

## 6-1 社会福祉法人の概要 (3/3)

### 10 その他

社会福祉法人の設立は、事業計画の承認と一体のものであるので、あらかじめ法人だけを設立することはできません。施設整備の応募と法人設立の協議は、並行して行ってください。

本市における施設整備補助金の予算化、国庫補助金の内示を経た後、法人設立認可申請をしてください。申請後、健康福祉局監査課による事前ヒアリングに出席していただきます。申請書及びヒアリングの内容により、社会福祉法人審査会で認可の適正が認められると、本市から認可書を交付します。その後速やかに登記を行い、資産の贈与を受けて、事業計画に基づく施設の建設に着手してください。

## 6-2 社会福祉法人設立の手続きと留意点 (1/6)

### 1 社会福祉法人設立の手続き

#### (1) 定款の作成

社会福祉法人にとって定款は憲法というべきもので、法人は定款に違反して行動することはできません。こうした重要性に十分配慮して役員就任予定者同士で十分に検討する必要があります。

ア 必要記載事項は、次のとおりです。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (ア) 目的        | (ケ) 会計に関する事項         |
| (イ) 名称        | (コ) 公益事業を行う場合には、その種類 |
| (ウ) 社会福祉事業の種類 | (サ) 収益事業を行う場合には、その種類 |
| (エ) 事務所の所在地   | (シ) 解散に関する事項         |
| (オ) 評議員に関する事項 | (ス) 定款の変更に関する事項      |
| (カ) 役員に関する事項  | (セ) 公告の方法            |
| (キ) 会議に関する事項  | (ソ) 設立当初の役員          |
| (ク) 資産に関する事項  |                      |

イ 「社会福祉法人定款準則」に沿った定款にすることで、財産の贈与又は遺贈が行われた場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の特例の適用を受け、所得税の免除が適用されます。

#### (2) 設立認可申請書（添付する一連の書類を含みます。）の作成

設立認可申請書の作成には十分な準備とかなりの時間が必要です。法人設立準備会に実務担当者を定めて、担当職員と十分相談しながら進めてください（後掲6-3参照）

### 2 社会福祉法人の役員等に関する留意点

#### (1) 理事会の役割

理事で構成する理事会は、法人の業務執行の意思決定を行い、理事長や他の理事の職務の執行を監督する機関です。また、理事のうち1名を理事長とします。理事長は、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。

理事会の決議事項は、主に以下の内容になります。

- ア 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案
- イ 重要な財産の処分及び譲受け
- ウ 多額の借財
- エ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- オ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- カ 計算書類及び事業報告等の承認
- キ その他重要な業務執行の決定

## 6-2 社会福祉法人設立の手続きと留意点 (2/6)

### (2) 監事の役割

監事は、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人の財産の状況を監査する機関で、法人を代表する権限は有しません。理事会に参加し、理事の業務執行状況を把握し、意見を述べ、監査で把握した状況について、理事会及び所轄庁に報告する役割を担います。

### (3) 評議員会の役割

評議員で構成する評議員会は、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関です。

評議員会の決議事項は、主に以下の内容になります。

- ア 理事・監事の選任及び解任
- イ 理事・監事の責任の免除
- ウ 理事・監事の報酬等の決議
- エ 役員報酬等基準の承認
- オ 計算書類の承認
- カ 定款の変更
- キ 解散の決議
- ク 合併の承認
- ケ 社会福祉充実計画の承認

### (4) 理事・監事・評議員の資格要件

#### ア 共通事項

(ア) 社会福祉法に規定する欠格条項は、次のとおりです。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(イ) 関係行政庁の職員や市町村長等、特定の公職にある者が役員になることは適当ではありません。

(ウ) 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任するのは適当ではありません。

#### イ 理事に関する事項

(ア) 員数は、6人以上でなければなりません。



## 6-2 社会福祉法人設立の手続きと留意点 (3/6)

(イ) 理事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「当該社会福祉法人が設置する施設の管理者」が含まれなければなりません。

(ウ) 各理事と「親族等の特殊の関係にある者」(※)が、理事総数の3分の1を超えてはなりません。

### ウ 監事に関する事項

(ア) 員数は、2人以上でなければなりません。

(イ) 監事には、「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」が含まれなければなりません。

(ウ) 各役員と「親族等の特殊の関係にある者」(※)であってはなりません。

### エ 評議員に関する事項

(ア) 員数は、理事の員数を超える数(7人以上)でなければなりません。

(イ) 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」でなければなりません。

(ウ) 各評議員及び役員と「親族等の特殊の関係にある者」(※)であってはなりません。

(エ) 他の社会福祉法人の評議員は、人数に制限なく兼務可能です。

(オ) 他の社会福祉法人の役員又は職員は、人数に制限なく兼務可能です。ただし、当該社会福祉法人の評議員の過半数を他の社会福祉法人の役員が占める場合においては、当該社会福祉法人の役員又は職員が他の社会福祉法人の評議員となることはできません。

(カ) 当該社会福祉法人の評議員と他の法人(社会福祉法人を除きます。)の役員又は職員を兼務している者が、評議員総数の3分の1を超えてはなりません。

※「親族等の特殊の関係にある者」とは、以下の者をいいます。

- ① 配偶者又は三親等以内の親族
- ② 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員・評議員に雇用される者
- ④ 役員・評議員から受ける金銭等により生計を維持する者
- ⑤ ②～④の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- ⑥ 当該社会福祉法人の理事・監事・評議員が役員等となっている他の法人(社会福祉法人を除きます)の役員等・職員

## 6-2 社会福祉法人設立の手続きと留意点 (4/6)

### (5) 施設長の資格要件

本市では、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（「施設長資格認定講習課程」の修了者等）で、常時実際に保育所等の運営管理の業務に専従する者を施設長として認めます。

なお、小規模保育所（定員60名未満）の保育所長については、保育士の資格を有し、直接、児童の保育に従事することができる人を配置するよう努めてください。

## 3 法人設立準備会の設置

社会福祉法人の設立準備にあたっては、役員就任予定者同士が合意を積み重ねながら作業を行うことが望ましいので、役員就任予定者等の合意機関である設立準備会（以下「準備会」といいます。）を発足させてください。

### (1) 構成員及びその役割

通常、準備会の構成員は、役員就任予定者と同じ者で構成します。また、理事長予定者が設立代表者となります。設立代表者の選任については、他の構成員の委任状により行います。そのほかに、事務担当者（理事長や施設長、事務長として就任する予定の者が望ましいです。）を設置し、各種の書類準備等の事務を遂行します。

また、設立事務をコンサルタント業者に委託するような場合も、設立準備は各構成員が責任をもって進めなければならないものであり、委託業者が引き上げた後も事業の継続性が図れるようにしてください。

### (2) 準備会の開催

設立認可申請までの間に、必要に応じて準備会を開催し、意思決定（多数決）を行います。審議の内容は、議事録として書面に残すことが必要です。

### (3) 準備会の活動経費及び会計管理

設立準備に要した経費を処理する会計単位として、「準備会計」を設定してください。

設立準備にあたって発生する各種の経費については、公的な助成はありませんので、各構成員が拠出したり、寄附により賄うことになります。準備会で取得した財産があれば、その残余は認可後に法人へ引き継ぎます。

また、社会福祉法人の資産は、準備会に要する経費に充当することはできません。法人の資産は、設立後に寄附を受領するものであり、未払金や借入金を負っての設立は認められないためです。

## 6-2 社会福祉法人設立の手続きと留意点 (5/6)

### (4) 準備会の税制措置

準備会は、社会福祉法人を設立するための準備を行う任意団体であるため、税制上の特例措置はありません。

## 4 認可後に必要な手続き

認可書の交付を受けた後は、速やかに次の手続きをしなければなりません。それぞれ期限が短いので、あらかじめ役員の日程調整や書類の準備をしてください。

### (1) 社会福祉法人設立の登記

2週間以内に行ってください。登記の日が法人設立の日になります。また、登記の際には、法人印が必要となるので、あらかじめ用意しておいてください。

### (2) 理事会の開催

登記後、速やかに第1回理事会を開催し、評議員選任・解任委員の選任を行います。評議員選任・解任委員会を開催し、理事・監事の選任を行った後、第2回理事会を開催します。理事長を互選し、理事長から委嘱状を理事に渡します。理事長に就任した方からも理事長就任承諾書を徴収します。

### (3) 理事長の任期登記（重任登記）

第2回理事会で選任された理事長（代表権のある理事）について、理事会後2週間以内に登記します。選任された日が理事・監事の任期（2年）の開始日になります。評議員についても選任された日が任期の開始日になります。任期は、選任後4年以内に終了する会計年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結までですが、定款の定めにより、6年以内に伸長することが可能です。

### (4) 財産移転

登記後、遅滞なく財産移転を行い、財産移転から1か月以内に、市長に報告することが必要です。

ア 法人の通帳3通を理事長名で作成し、寄附を受けます。

#### (ア) 建設会計用通帳

- ・建設自己資金

整備にかかる補助金や機構等からの借入金を受け、整備にかかる支払いがすべて終了した時点で閉鎖させる通帳です。

## 6-2 社会福祉法人設立の手続きと留意点 (6/6)

### (イ) 法人本部会計用通帳

- ・基本財産（現金の基本財産がある場合は、定期預金にします。）
- ・法人事務費

### (ウ) 施設会計用通帳

- ・年間事業費の1/12以上

イ 寄附を受けた場合は、受領証を贈与者に渡します。

ウ 土地の所有権（又は地上権、賃借権）を登記します。

なお、登記の際、課税される登録免許税については、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第3条の規定による市長の証明があれば非課税となりますので、事前に証明願を提出してください。

エ 以下の書類を本市に提出し、財産移転の手続きを完了します。

(ア) 社会福祉法人設立登記完了届（本市様式）

(イ) 社会福祉法人財産移転終了報告書（本市様式）

(ウ) 法人の履歴事項全部証明書

(エ) 寄附受領書（写）

(オ) 残高証明（すべて同一日のもの）（原本証明）

また、実際に通帳を確認するため、提出時には、通帳を持参してください。

(カ) 土地の所有権（又は地上権、賃借権）が設定されたことを証明する書類としての登記簿謄本

### (5) 基本財産編入

土地については、所有権の移転の登記が完了したときに、建物については、竣工後、所有権登記が完了したときに、定款変更（基本財産の増）を行います。

## 6-3 社会福祉法人設立に必要な書類 (1/1)

### 1 申請書等

- (1) 社会福祉法人設立認可申請書
- (2) 定款

### 2 添付書類 (正本1部、副本1部ずつ必要です。)

- (1) 添付書類目次
- (2) 役員就任予定者名簿  
氏名、年齢、住所、職歴、社会福祉関係歴
- (3) 設立準備会議事録  
日時、場所、出席者、議案、議長・議事録署名人選任、議事の経過・結果
- (4) 設立当初の財産目録
- (5) 設立当初の財産が法人に帰属することを証明する書類
  - ア 贈与契約書
  - イ 寄附者の行為能力等に関する書類  
印鑑登録証明書、身分証明書 (法人の場合は基本約款、法人登記事項証明書)
  - ウ 当該財産が寄附者に属することを証明する書類
    - (ア) 現金等の場合  
残高証明、所得証明又は納税証明 (法人の場合は決算書、役員会等の議事録)
    - (イ) 不動産の場合  
登記簿謄本、土地売買 (賃借) 予約契約書、所有権移転 (賃借権) 登記確約書
- (6) 事業計画・整備計画書 (定款記載の事業毎に作成、設立当初及び次年度分)
- (7) 収支予算書 (本部会計、施設 (事業) 会計毎の設立当初及び次年度分)
- (8) 役員就任予定者の履歴書 (職歴、就任役職等、すべてを記載)
- (9) 設立代表者及び特別代理人の権限を証明する書類 (委任状)
- (10) 役員就任予定者の就任承諾書、履歴書、社会福祉法第40条第1項各号に該当しないことを確認できる書類 (誓約書、身元 (身分) 証明書等)
- (11) 施設建設関係書類  
施設建設計画書、施設配置図、施設平面図・立面図、各室面積表、最低基準調書、建設費見積書・内訳書、設備初度調弁計画書及び見積書、借入金償還計画書、基本財産編入誓約書
- (12) 施設運営関係書類
  - ア 施設長就任承諾書及び就任予定者の履歴書、施設長の資格を証明する書類
  - イ 諸規程 (役員等報酬規則、役員等旅費規則、経理規程、公印規則、施設管理規程、就業規則、給与規程、旅費規程等)

※1 副本については、原本の写しに原本証明をしたものを提出してください。

※2 証明書等は、設立認可申請日から3か月以内のものである必要があります。

(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (抜粋)

(昭和二十三年十二月二十九日)

(厚生省令第六十三号)

改正 同三〇年一月一八日同第三号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第四十五条の規定に基き、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(平二三厚労令一二七・改称)

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準 (以下「設備運営基準」という。) は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書 (入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二條の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項 (第三十条第一項において準用する場合を含む。 ) 及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書 (入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号 (寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号 (乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。 ) 及び第二号、第二十六条第一号 (母子室に係る部分に限る。 )、第二号 (母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。 ) 及び第三号、第三十二条第一号 (乳児室及びほふく室に係る部分に限る。 ) (第三十条第一項において準用する場合を含む。 )、第二号 (第三十条第一項において準用する場合を含む。 )、第三号 (第三十条第一項において準用する場合を含む。 )、第五号 (保育室及び遊戯室に係る部分に限る。 ) (第三十条第一項において準用する場合を含む。 ) 及び第六号 (保育室及び遊戯室に係る部分に限る。 ) (第三十条第一項において準用する場合を含む。 )、第四十一条第一号 (居室に係る部分に限る。 ) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。 ) 及び第二号 (面積に係る部分に限る。 ) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。 )、第四十八条第一号 (居室に係る部分に限る。 ) 及び第七号 (面積に係る部分に限る。 )、第五十七条第一号 (病室に係る部分に限る。 )、第六十二条第一号 (指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。 )、第二号 (面積に係る部分に限る。 ) 及び第三号、第六十八条第一号 (病室に係る部分に限る。 )、第七十二条第一号 (居室に

係る部分に限る。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)

(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第六号(調理室に係る部分に限る。)、第六十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基

準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>けんざん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)



第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
  - 二 その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 提供する保育の内容
  - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 保育所の運営に関する重要事項
- (児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

## 第五章 保育所

### （設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
  - イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
  - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。

次項において同じ。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

## 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置認可（以下「設置認可」という。）について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、名古屋市児童福祉法施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、方針、基準及び手続きその他必要な事項を定めることにより、適正な設置認可を行うことを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において「非営利の法人」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の法人のうち、次の各号に掲げる法人をいう。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (6) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第2条に規定する消費生活協同組合
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が適当と認めた法人

2 この要綱において「株式会社等」とは、会社法第2条第1号に規定する会社（有限会社を含む。）をいう。

#### (要保育所新設エリア)

### 第3条 削除

#### (設置認可の方針)

第4条 認可の申請があったときは、法第35条5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合は、当該申請が第6条から第16条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、設置認可を行うことができる。

- (1) 夜間保育所（厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等」平成12年3月30日付児発298号に規定する夜間保育所をいう。）を新設する場合
- (2) 名古屋市認可外保育施設運営支援事業補助要綱に定める補助金の交付を受けている認可外保



育施設が、設置認可の申請を行う場合

(3) 本市の公募によって選定された法人が、設置認可の申請を行う場合

(設置主体)

第5条 保育所の設置主体は、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、第3章に定める基準を満たす場合については、非営利の法人及び株式会社等を設置主体とすることができる。

## 第2章 設置認可の基準

(設置位置)

第6条 保育所の設置位置は、第4条の設置認可の方針並びに既存の保育所及び認定こども園との位置関係を考慮したうえで、保育所を新設する必要があると認められるところとする。

(定員)

第7条 保育所の定員は、20人以上とする。ただし、保育所の定員が60人未満の場合、当該保育所の施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めることとする。

(資産の保有等)

第8条 保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、保育所の経営を行うために直接的に必要となるすべての物件について所有権を有しているか又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに社会福祉法人を設立して保育所を設置する場合における保育所の経営を行うために直接的に必要となる物件の保有については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付児発第908号）別紙1「社会福祉法人審査基準 第2 法人の資産 1 資産の所有等・原則」によるものとする。

(運営費の保有)

第9条 設置者は、当該保育所運営費の年間見込み額の12分の1以上の資金を、普通預金、当座預金等により保有していなければならない。

(設備運営基準の遵守)

第10条 保育所の設備及び運営については、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号。以下「設備運営基準」という。）を満たしていなければならない。また、建物については、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていなければならない。なお、認可後においてもこれらを遵守しなければならない。

2 前項の規定のうち、設備運営基準第2条の規定により読み替えて適用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第5号に規定する屋外遊戯場の設置に関して必要な事項は、別に定める。

## 第3章 設置者が学校法人及び非営利の法人である場合の設置認可の基準

(非営利の法人にかかる設置認可の基準)

第11条 設置者が非営利の法人である場合の設置認可は、第2章に掲げる基準に加えて、法第45条第1項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）を満たすかどうかを審査するほか、法

第35条第5項各号に掲げられた基準を満たす場合に行うことができるものとする。その際の基準については、以下のとおりであること。

- (1) 設置者が、保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。「経済的基礎を有する」とは、以下のア及びイを満たすものをいうこと。
  - ア 原則として、保育所の経営を行うための直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。
  - イ 債務超過や直近3か年の連続した損失計上（設立からの会計年度が1年以上2年未満の場合にあっては直近1か年の損失計上、設立からの会計年度が2年以上3年未満の場合にあっては直近2か年の連続した損失計上）、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。
- (2) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員」という。）が、社会的信望を有していること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。
  - ア 保育所の施設長（以下「施設長」という。）が保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上の勤務経験がある者であること若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること、又は役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
  - イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置していること。
  - ウ 役員に保育サービスの利用者及び施設長を含むこと。
- (4) 設置者が、保育所の運営について不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当な理由がある者でないこと。
- (5) 設置者の財務内容が適正であること。
- (6) 保育所の敷地及び建物である不動産（以下「保育所不動産」という。）のうち法人所有であるもの（以下「法人所有保育所不動産」という。）について、これを担保に供していないこと。ただし、保育所の整備資金借入について必要があると市長が認めたときは、この限りでない。  
(株式会社等に係る設置認可の基準)

第11条の2 設置者が株式会社等である場合の設置認可は、第2章及び前条に掲げる要件（第6号を除く。）に加えて、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 保育所を継続的及び安定的に運営していくために、必要な収支の計画が策定されていること。
- (2) 保育所の運営に当たり、事業の基本理念、保育方針並びに職員の採用及び育成等について具体的かつ必要な計画が策定されていること。

(学校法人又は非営利の法人にかかる設置認可の条件)

第12条 設置者が学校法人又は非営利の法人である場合の設置認可にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 設備運営基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応ずること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日付雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号通知。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、保育所を経営する事業（以下「保育所事業」という。）にかかる区分を設けること。
- (3) 保育所事業については、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。）を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所事業にかかる現況報告書を添付して、市長に提出すること。
  - ア 前会計年度末における貸借対照表
  - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
  - ウ 前号に定める保育所事業にかかる前会計年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表
  - エ 前号に定める保育所事業にかかる前会計年度末における積立金・積立資産明細表
- (5) 法人所有保育所不動産を処分することは認められないこと。ただし、法人所有保育所不動産の処分内容が当該保育所の運営に重大な支障を与えないものであること及び処分後の保育所不動産の貸与内容が第4章に定める基準を満たすことが確認できる場合に限り、法人所有保育所不動産の処分を認める場合がある。
- (6) 法人所有保育所不動産について、設置認可後これを新たに担保に供することは認められないこと。ただし、保育所の整備資金を借入れるにあたって必要があると市長が認めたときは、この限りでない。
- (7) 法58条第1項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに設置者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、設置認可を取り消すことがあること。ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

(株式会社等に係る設置認可の条件)

第12条の2 設置者が株式会社等である場合の設置認可にあたっては、前条に掲げる条件（第4号及び第6号を除く。）に加えて次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 保育所ごとに経理上の区分を設け、預金通帳及び帳簿等により区分を明確にして資金管理を行うこと。

- (2) 前号の区分ごとに次に掲げる書類を作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。
- ア 前年度末における社会福祉法人会計基準による貸借対照表
  - イ 前年度の社会福祉法人会計基準による事業活動計算書及び事業活動明細書
  - ウ 前年度の社会福祉法人会計基準による資金収支計算書及び資金収支明細書
  - エ 前年度の企業会計の基準による株主資本等変動計算書
  - オ 借入金明細書
  - カ 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
  - キ その他市長が必要と認める書類
- (3) 保育所事業における経理処理の方針について、次に掲げる事項をあらかじめ市長に報告すること。
- ア 設置者の経理規程
  - イ 財務諸表の個別注記表に記載すべき事項
  - ウ 本社経費等の保育所以外において支出される保育所運営のための経費について第1号の区分からの支出に係る按分の考え方
  - エ その他市長が必要と認める事項
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる設置者に係る書類（設置者が連結会社の場合は、連結財務諸表に係る書類を含む。）に、保育所事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
- ア 前会計年度末における貸借対照表
  - イ 前会計年度の損益計算書
  - ウ 前会計年度のキャッシュ・フロー計算書
  - エ 第12条第3号に定める保育所事業に係る前会計年度の資金収支計算書等
  - オ 第12条第3号に定める保育所事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
  - カ その他市長が必要と認める書類
- (5) 保育所運営に係る毎年度の予算を保育所の各施設ごとに作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。また、予算と実際の執行状況の照合において調査及び指導等に応じること。
- (6) 保育所運営に係る毎年度の計画を保育所の各施設ごとに作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。また、計画と実際の運営状況の照合において調査及び指導等に応じること。
- (7) 前2号の予算及び計画については、市長から修正の指示があった場合には、速やかにこれに応じること。
- (8) 法人所有保育所不動産について、設置認可後これを新たに担保に供した場合には、速やかに市長に届出ること。
- (9) 認可後、少なくとも3年に1回は福祉サービス第三者評価を受審するとともに、その結果及び改善についての取組み状況を公表し、併せて市長に報告すること。また受審後も引き続き少なくとも3年に1回は受審することとし、同様に公表及び市長への報告を行うこと。
- (10) 児童福祉法、設備運営基準及びこの要綱その他の本市の規程及び認可時に市長が付した条件について、設置者は、これを誠実に遵守すること。また、遵守について承諾書を市長に提出すること。

## 第4章 不動産貸与を受ける場合の設置認可の基準

(不動産貸与に関する基本的方針)

第13条 第8条の規定にかかわらず、待機児童の解消等の課題に対応するため、第14条から第16条までの基準を満たす場合は、国若しくは地方公共団体以外の者から保育所不動産の貸与を受ける場合についても設置認可を行うことができる。

(保育所不動産貸与にかかる設置主体)

第14条 保育所不動産の貸与を受ける設置主体は、次の各号のいずれかでなければならない。

(1) 既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げる事業に限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療育介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人

(2) 学校法人又は非営利の法人

(3) 株式会社等

(地上権・賃借権の登記)

第15条 貸与を受ける保育所不動産については、地上権又は賃借権を設置し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(賃借料等に関する事項)

第16条 貸与を受ける保育所不動産にかかる賃借料（以下この条において「賃借料」という。）については、地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない。

2 賃借料の財源については、設置主体の既存事業等から継続的な財源確保がされていなければならない。

3 賃借料及びその財源については、設置主体の収支予算書に適正に計上されていなければならない。

4 学校法人、非営利の法人及び株式会社等が保育所不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、前項に規定する賃借料の財源とは別に、当面の賃借料の支払いに充てる準備金として、①1年間の賃借料に相当する額及び②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超えるときは当該1年間の賃借料相当額とする。ただし、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間等施設使用の安定性、設置主体の総合的な財政力及び施設の経営・運営実績等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、市長は2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認めた額の合算額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等をいう。）により保有していなければならない。

## 第5章 設置認可、内容変更及び取消等の手続

(設置認可申請)

第17条 設置認可を受けようとする者は、法施行細則に規定する児童福祉施設設置認可申請書（第12号様式。以下「設置認可申請書」という。）に、規則第37条第1項各号に掲げる事項を備えた書類及び同条第3項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（公募及び事前協議）

第18条 設置認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、設置認可を受けることができるものとする。

- 2 事前協議は、別に市長が定める期日までに行わなければならない。
- 3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。

- (1) 設置主体に関する事
- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 施設の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（設置認可）

第19条 設置認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

- 2 社会福祉法人、学校法人、非営利の法人及び株式会社等からの設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により保育所を設置する場合は、社会福祉法人等審査会の審議を経るものとする。

（株式会社等による設置認可に係る調査）

第19条の2 株式会社等が設置認可を申請する場合は、前条第2項に規定する審議に関し、次の各号に掲げる者に、必要な調査を行わせるものとする。

- (1) 企業会計に識見を有する者
  - (2) 保育士資格を有する者
- 2 前項の者は、提出された書類の審査及び口述による質疑応答等の方法により調査を行うものとする。

（設置認可内容変更）

第20条 規則第37条第6項の規定による施設内容の変更（同条第1項第2号に掲げる事項の変更に限る。）の届出を行うことができる者は、第18条の規定に準じた方法により選定するものとする。

（保育所を休廃止する場合）

第20条の2 設置者が保育所を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、在園するすべての児童が退所又は小学校就学の始期に達するまで、保育所の運営を継続しなければならない。

（保育所の運営を引継ぐ場合）

第20条の3 前条の規定による継続が困難で、当該保育所の運営を引継ぐ者（以下「引継者」という。）がある場合には、設置者の変更は、各年度の4月1日において行うものとする。

（事前協議及び予告）

第20条の4 前 2条の場合において、設置者は休廃止又は設置者の変更（以下「休廃止等」という。）に係る認可事務等を円滑かつ適正に行うため、事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 事前協議及び予告は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期限までに行わなければならない。

区分	事前協議の期限	予告の期限
休廃止の場合	入所募集を停止する年度の 前年度の 7月末まで	入所募集を停止する年度の 前年度の 9月末まで
設置者を変更する場合	設置者を変更する年度の 前年度の 7月末まで	設置者を変更する年度の 前年度の 9月末まで

（引継者に係る要件）

第20条の5 引継者は、前条の規定により予告を行うまでに、第18条第2項の規定に準じて定める期日までに、事前協議を行い、また第19条第2項の規定による社会福法人等審査会による審議を経なければならない。

2 引継者が株式会社等の場合は、前項の規定による審議に関する必要な調査について、第19条の2の規定を準用する。

（予告の内容）

第20条の6 設置者は、予告を行ってから休廃止等までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 休廃止等に係る保護者等への説明
- (2) 休廃止等に係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) 休廃止等に際し、転園を希望する児童に係る転園希望先保育所への情報提供等の便宜の提供
- (4) 引継者への事業の引継ぎ（第20条の 3の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第20条の4の場合において、引継者は、予告期間に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 保育所の引継ぎに係る保護者等への説明
- (2) 保育所の引継ぎに係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定により必要となる経費については、設置者及び引継者が協議の上、負担するものとする。

（財務状況の悪化等における設置者の交代）

第20条の7 設置者の財務状況の悪化等により、保育所の運営の継続が困難な場合には、第20条の2及び第20条の3の規定にかかわらず、設置者が運営を終える 6月前に市長に事前協議を行い、3月前に保護者等へ予告を行わなければならない。この場合、設置者は、予告までに引継者を確保しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

（設置認可の取消し等）

第21条 市長は、法第46条第3項に基づき、設置認可を受けた保育所の設備又は運営が設備運営基準に達しないときは、設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

2 市長は、設置認可を受けた保育所の設備又は運営が設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第46条第4項に基づき、設置者に対してその保育所の事業の停止を命ずることができる。

3 市長は、設置認可を受けた保育所が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、法第58条に基づき、設置認可を取り消すことができる。

## 第6章 その他

### (指導基準)

第22条 市長は、この要綱に定めるもののほか、保育所の設備及び運営を向上させるための指導基準を定めることができる。

### (その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、設置認可に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年10月11日から施行する。

### (経過措置)

第2条 第18条の規定にかかわらず、同条第2項の表中「上記以外の場合」における事前協議の期限は、平成13年度に行われる事前協議に適用する場合に限り、平成13年11月15日とする。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。



附 則

第1条 この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

(経過措置)

第2条 第18条第2項の表中に規定する事前協議の期限は、平成22年度に行われる事前協議に適用する場合に限り、平成22年9月30日とする。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月17日から施行する。ただし、第10条の改正規定中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める部分は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、別に定める日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(参考) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月27日

条例第100号

改正 平成29年条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	児童福祉施設は	児童福祉施設は、なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり
第32条第2号（第30条第1項において準用する場合を含む。）	1. 65平方メートル以上	3. 3平方メートル以上
第32条第5号（第30条第1項において準用する場合を含む。）	保育所の	市長が特に必要と認める場合は、保育所の

(防犯及び事故防止)

第3条 児童福祉施設は、入所している者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設（通園部を除く。）及び児童自立支援施設は、非常災害に備え、入所している者及び職員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

2 保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設通園部及び児童家庭支援センターは、非常災害に備え、入所している者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第5条 児童福祉施設は、省令第14条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 児童福祉施設は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する保育所の乳児室に対する第2条の規定により読み替えられた省令第32条第2号の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参考) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例

平成26年10月8日

条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第6項第1号	1. 65平方メートル	3. 3平方メートル
第13条第1項の表 第5条第1項の項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
附則第4条第1項の表 第7条第6項の項	1. 65平方メートル	3. 3平方メートル

(防犯及び事故防止)

第3条 幼保連携型認定こども園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(避難訓練等)

第4条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第5条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 幼保連携型認定こども園は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日)

(／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号)

改正 平成二九年九月二一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。））の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項、第三条及び第五条から第八条までの規定による基準
- 二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、第十四条、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準
- 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二並びに第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（平二七内府文科厚労令三・平二七内府文科厚労令七・平二八内府文科厚労令一・平二九内府文科厚労令一・一部改正）

（設備運営基準の目的）

第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編製の基準）

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の数等）

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければな

らない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二（後段を除く。第七条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

(平二七内府文科厚労令六・平二八内府文科厚労令一・平二九内府文科厚労令二・一部改正)

(園舎及び園庭)

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

- 二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)



第七条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

(園具及び教具)

第八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十一条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十二条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第五条第二項及び第十一条第五項	児童の	園児の
第七条の二第一項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九条の見出し	入所した者	園児
第九条並びに第十一	入所している者	園児

条第二項及び第三項		
第九条	又は入所	又は入園
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第四十七条
	その児童等	園児
第十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第八条	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第二項において読み替えて準用する第八条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、

第三十二条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十二条の二	第十一条第一項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第十一条第一項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第三十六条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

（幼稚園設置基準の準用）

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」と

あるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第十三条第一項において読み替えて準用	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備

第三項	する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	を備える												
第六条 第七項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="320 636 807 808"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	330+30×（学級数-1）	三学級以上	400+80×（学級数-3）	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="871 580 1369 752"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	330+30×（学級数-1）	三学級以上	400+80×（学級数-3）
学級数	面積（平方メートル）													
二学級以下	330+30×（学級数-1）													
三学級以上	400+80×（学級数-3）													
学級数	面積（平方メートル）													
二学級以下	330+30×（学級数-1）													
三学級以上	400+80×（学級数-3）													
第七条 第六項	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条 第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

	る基準							
第六条 第六項	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	一学級	180	二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
一学級	180							
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第六条 第七項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」



という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができる。

(平二八内府文科厚労令一・追加)

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八内府文科厚労令一・追加)

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八内府文科厚労令一・追加)

第八条 前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(平二八内府文科厚労令一・追加)

附 則 (平成二七年三月三十一日/内閣府/文部科学省/厚生労働省/令第三号)

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年八月三十一日/内閣府/文部科学省/厚生労働省/令第六号)

この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日/内閣府/文部科学省/厚生労働省/令第七号) 抄  
(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に

伴う経過措置)

- 3 この命令の施行の際現に前項の規定による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第五条の規定により食事の提供を行っている幼保連携型認定こども園については、この命令の施行後は、第一項の認定を受けて公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業を行っているものとみなす。

附 則 (平成二八年三月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号)  
この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二三日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号)  
この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号)  
この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（抜すい）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条の規定による基準

二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項、第六条（第五項を除く。）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条及び第三条第一項の規定による基準

三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条第一項、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準

五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

#### （定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。

二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。

- 四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
- 九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。
- 十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。
- 十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
- 十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
- 十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- 十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- 十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- 十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
- 十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
- 二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
- 二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- 二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型

保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

### 第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利

用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当

該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（平二九内府令一八・一部改正）

（支給認定の申請に係る援助）

第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（教育・保育の提供の記録）



第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市町村への通知）

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十六条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者

等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
- 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- 二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- 三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録